

第六章 門割制度

第一節 概 説

薩藩では農民に対して、「門割制度」を実施して領内の農民を統制した。この制度は一村を数多の門に割って、門の中の家部を考慮して、農地を割り付けた。門の数は岩川で五拾町村八十八門、中之内村八十一門、恒吉では長江村十四門、須田木村二十六門、大谷村三十門、坂元村二十五門、月野村では八十三門あった。もともとこれらの中で大体高二十石以下は屋敷やしきといい、それ以上を門かどといった。

高二十石以下を屋敷というのは、永田文書に記録があるので、この地方では大体前記のように解していると思われる。県下では高三十石でも屋敷という所があるという。

門は農民に土地を配当し、租税を徴収する単位である。各門は名子が数人おり、名子は各戸の家長である。門の長は名頭おつな（乙名）で、門を支配し、門についてすべ

て責任を負った。名頭、名子を数えるには家部かぶといい、門は大体四、五家部になつていた。当地方では門内の家部は名寄帳で見ると割に少ないのが多く、二家部、三家部の門が多いように思われる。名頭はその長男が後継者になつたといわれているが末子相続の資料もある。名子は名頭の弟や二・三男がなる場合が多かったが、後には必ずしも血縁関係のみではなくなつた。

十五歳以上六十歳以下の男子を用夫よづ（要夫）と言つた。各戸の男子が十五歳になると、「用夫入」といって、一人前の義務の負担者となり、六十歳に達すれば義務の負担を免れた。これを「用夫外れ」といふ。用夫は各家部の組織者で、家部の家長は名子である。家長たるべき嫡男が十五歳になると新名子といい、要夫外れとなつた名子を先名子さきなごといった。

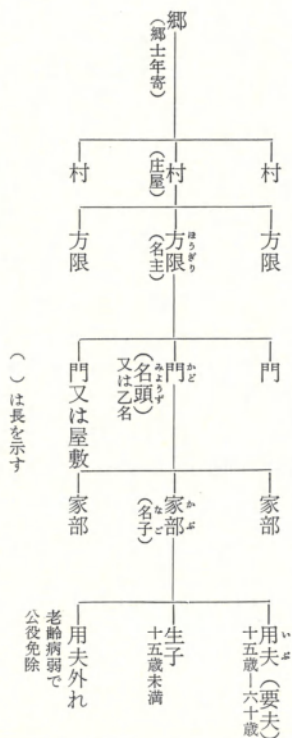
門がいづつか集まって部落方限をつくる。当地方では方限を与くみと言ふようである。方限の長が名主となり、名主はもととは功才こうさいといったが、天明三年二月から名主と改称した。名主の上に村の庄屋がある。庄屋、名主と名頭の間に小触こづれがいて、連絡係をつとめた。これらの中、庄屋は郷士であるが、名主、小触、名頭、名子はいずれも百姓である。

農地には色々な種目があった。

「浮免地」は、郷士の自作自収する土地で、大浮免、中浮免、小浮免、万浮免等の種別があり、これらは郷士給養の資源で租米（九升二合）を納めていた。浮免地というのは門高に編入されない土地、すなわち農民の耕作地である門地から浮かび出た土地という意味である。『県史』には次のように記してある。

「給地古田中の郷士自作高と考えられる。浮免とは年貢地即ち百姓作職地たる門高より浮び出た高の意である。土地自体は門割の際門高と割替えられる事もあったが、之に對しては他の給地と同様出来、賦米の外正租等の賦課はなく、また郷士間の売買も許されていた」

「抱地」はもと「持留」と言っていたが、天明四年正



月に「抱地」と改称した。郷士が藩の許可を得て自費で開墾した土地で、浮免地と同じく郷士が自作自収する開墾当初三年間は作り取り、後租米は九升二合納める。検地、門割の時も門高に入れないで永久に郷士が耕作することを認められた土地である。

「永作」は、「鹿兒島の歴史」に「諸士、百姓が山野や荒地地等を自費で開墾して、門地と同様の納租をする土地である。したがって、この永作は前の抱地に比べると納租が多いので、士よりも百姓に多かったと考えられる」とある。

「溝下見掛」は小野武夫によると「農民新開の土地にして未だ検地を経ざる土地を云う。後日係役人検注して高地に編入す。之を仮検地又は直竿と称す」と記し、鹿

児島大百科によると、荒れて作り手のない田畑を再び開墾する古荒起と不毛の地の新開とあり、貢租は一〇年くらいの長期間無税で、その後は見掛上納となり低かったとある。

「大山野^{おやまの}」は、私的保有を許された開墾地であるが、作職（農耕）して地力が衰えれば再び植樹するなど原野的性格で安定した耕地でなかったので貢租は見掛といつて低いものであった。

郷士の生活について、「鹿児島の歴史」は「郷士は、知行高である門高、浮免、抱地、永作、溝下見掛、大山野等の土地からの収入に加えるに、役職から生ずる役高、旅費日当のような苦勞米と有形無形の役得がつき、また、たばこ、茶、製紙等の商業的農業についてはある程度の余裕が与えられていたので、高持の上級士などは、十分に豊かな経済生活が保証されていた」といっている。

「門」は農民に対し、土地を配当して耕作させ、年貢を納め、また公役を負担させる最下部組織である。「門」には一定の門高と、それに伴う門地が配当される。百姓の耕作する田畑は大部分熟田畑であった。これらの耕地は総検地を行う時、門の人数や諸事情を参酌して、門毎

に割当をした。門に割り当てられた土地は門の長である名頭が一定の割合で名子へ分配したが、名頭には名子よりも割当てがよかった。

こうして農地は門内で耕作して、租税もまた門高に応じて、門の連帯責任で納めたのであった。鹿児島藩ではこの門地が土地制度の中で最も重要な地位を占めるもので、藩の経済は主としてこの門高によって支持されていたのである。

各門に配分された耕地は、一定の年限が来ると、割換を行つたが、この割換は大体検地の時実施された。検地は文禄三年に行われた太閤検地を最初に、それから二十一年目にあたる慶長十九年、次の二十年目寛永十年、それから二十七年目の万治二年、六十四年目の享保七年の五回にわたって総支配換えが行われた。この後は明治三年まで約百四十年間は割換は行われず、小規模の割換があった。

門には蔵入門と給地門があった。蔵入門は藩の蔵へ貢租を直接納入する。給地門は郷士の知行地となった土地を持つ門で、その土地を持った郷士の支配を受け、貢租をその郷士に納める。この知行主は公には領主といわれ、百姓たちは「だんな」と呼んでいた。

郷土によって直接支配されていた門百姓が、どのような負担を受けていたか、「万治二年知行物定帳」（薩隅日田賦雑徴）によれば

一、高一石に対し正租、役米計三斗八升が正式の年貢である。（なおこの高一石は他藩とちがって粃であり、租米は玄米であるので、高一石すなわち粃九斗六升に對して、納米三斗九升八合になるので、約八〇%の租米となる）

二、高三十石の門は正月、節句、盆および風構（台風の防備）として種々の品物をその支配する郷土に納めなければならぬ。

三、用夫一人当り一年十二日の賦役、これで見られるように、薩藩の百姓は八公二民に近い物納地代を負担していた上に、毎月十五日は庄屋の土地を耕作したり、または公用労役についていたり、月に三十五日の公役に苦しんだというほどの苛酷な労働地代をも負担しなければならなかったのだ。門百姓には「生存」はあったが「生活はなかった」といわれる。

恒吉郷内の郷土百姓の上納米、夫役について「勝目文書」では次のように記している。郷内の道普請、川普請

等は総て百姓が従事した。

藩主への上納米は、百姓は高一石に付真米三斗九升二合で、その計米は四斗二升であった。

郷土は高一石に付真米八升一合、その後重み米一升一合で、結局九升二合になった。

百姓は郷土年寄三人、郡見廻三人方へ、一ヶ月中日越一日は二人一日は一人、一ヶ月に十五人、両方で三十人である。これは状持夫として勤めるのであった。その余暇にはその仕事をするのであった。

鹿児島から地方検者柝方検者の差入れある時は、水夫としてその宿へ勤めた。これは所役宿もあるので両方である。

福山宿場へ恒吉からも一ヶ月中に五日ずつ郡見廻が勤めたが、これにも恒吉から毎日状持夫として勤めた。

農民はこの外、戦争が起これば夫卒として徴用された。戦場で弾薬や食糧を運搬する夫卒である。岩川の私領五番隊出軍者の中に二十名（二十一名ともいう）の夫卒があるのは、この夫卒である。

薩藩の石高は粃、租米は玄米であったことは前記のとおりである。

薩藩の知行高制度は地方知行といって、他藩とはちが

ったものになっていた。つまり、七十七万石は藩庫収入の三十余万石と武士の給地高四十余万石にわけられ、総地高は更に鹿児島高（城下士の禄高）、と所高、郷士の禄高にわかれていた。

原口教授の「幕末の薩摩」の中に、家老調所笑左衛門が藩主斉興に向って言った言葉がある。「御高ハ七十七万石ナレ共、給地高四十万石ヲ除ケバ三拾余万石、ソレモ禄高デアルカラ、他藩ナミニ米高ニ換算スルト実力拾五、五万石が藩庫ニ入ルダケダカラ、其御心得デ万事故治ヲ行ッテ下サイ」

薩摩七十万石の実態がここによく出ている。

「徳川時代の租税は「四公六民」といって、収獲の四分を納めるのが普通だったが、薩藩の場合は畝高一石につき年貢三斗九升八合（約八割）という定めであった」ところが「実際はこのほかに付加米というのがあって、後期になると四斗いくらが正租になっていたらしい。たとえば輸送中の散欠を補うための「口米」や賦役の代納米（役米）、納物の代納米（代米）、殿さまの参勤交替の賦役の代納米（殿役米）など容しやなく取りたてた」（「郷土のくらし」原口虎雄著）

このように正租三斗九升八合の外に、口米・役米・代米・

殿役米など、いろいろな名義で租米はずっとふえて行った。こればかりではなく百姓が米を納める蔵の役人も酷いことをしたという。納米を扱う役人を下代、蔵役といいその下に百姓の榎取^{ますと}がいて、収米をゆすりゆすり取り、お蔵に入れる時は軽くつめかえてうわまえをはねたり、米をはかるトカキで自分の股倉にかき落して、これはけがれた米だと言って自分で取ってしまったり随分ひどいものであったようだ。（「郷土のくらし」）

小野武夫氏によると「榎取り」は貢米量入の時、榎の中に足を入れて米を踏みつけ、又は榎を揺りて普通の量より多く量り込み、後御蔵に納入する時は普通の量り方をして、米の剰余を作り之を着服した。こういうことで「榎取り」は百姓から甚だしく憎悪された。

『三斗五升俵ニ込米二升ニテ、コノ二升ハ御蔵ヨリ払方ノ御勘定ニ罷成候ニ付、目コボレ欠米等ノ心当ニテ納候故三斗五升ノ俵ハ三斗七升ニハカリ……候』

貢米の様子を小野武夫氏によると（要約）

「農民は予て配当された門内の土地を耕作し、毎年秋になれば、藩から検見の役人が巡回して来て、各門につい

郡見廻は民生勸業の役にあたる。諸役中の激務職で道路、橋の普請から田畑破損の修理など土地に関する一切の事務を取り扱った。

地方検者は特に本城から地方検者という腕よりの監察使が頻繁に郷に派遣されて、地方役人の政治の指導や農民の督励にあたり、武士も百姓も非常におそれたものだという。

て作毛を検見、見掛をする。検見が終れば作物を収穫調製して御蔵に貢納する。納入期は毎年旧暦十月廿日より十二月四日迄で、納入期には藩庁から御蔵係枋方を連れて村に來ると、横目、庄屋等立合の上計量して御蔵に納めた。門の方では名頭は納期になると、門内の名子から貢米を取りまとめて、村の庄屋に出す。庄屋は前記のように収税吏と立合いの上、村内各門の貢米を取まとめて御蔵に送る。貢米の滞納については、各門が責任を負い、門が出来なければ村が其責を負うので、門の代表である名頭の責任は重かった。

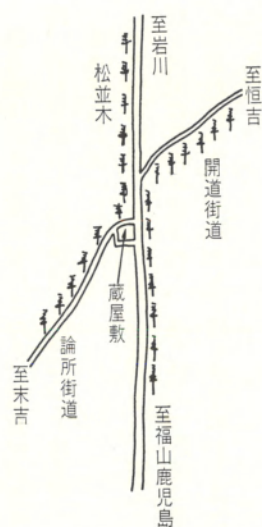
それから庄屋に対しては藩から別に手当を支給せず、検地門割の際、庄屋の作り地として若干面積の土地を割り除き、之をその村内の用夫をして無報酬で耕作せしめ、其収入によって生活させた」

第二節 伊勢家の蔵

鍋部落の福山街道と末吉街道の十字路に伊勢家の蔵屋敷があった。新穂利助氏の話によると、当時米二斗五升入吠を馬で福山港へ送り、それから鹿兒島へ積み出した。この蔵の周囲には老杉があり、中に榎の大樹もあった。杉は八幡神社の元の建物に使用され、明治の末期までは宅地の周囲に杉の切株が残っていたそうだ。現在の大隅町中之内五六七四番地鮫島貞儀氏の所有地である。次図の論所街道は今はない。開道は今の郷田線と重なるかどうか不明である。



今の道路



昔の街道

鍋の米蔵について鮫島貞儀氏の話を聞く。貞儀氏の祖父は明治二年に米蔵の番人として、谷山郷錫山から移って来たという。貞儀氏の旧宅の所を「蔵ン屋敷」、現在の鮫島方を「蔵ン前」と俗に言っている。この場所は、岩川から鹿兒島に通ずる福山街道と、恒吉から末吉へ通ずる恒吉街道の十字路になっている所であった。また岩川郷としては、位置が丁度まん中になっている所なので、こうした蔵が置かれたのではないかと言われている。

一真米壺斗八升八合

島津主計殿 役人

一真米壺斗三升貳合

喜入多門殿 役人

一真米 貳斗

芦谷市助殿

右之通福山出物蔵致上納右請取米廿日前ニ拙者方江差遣可給候尤残取納之儀者郷士出米ニ而差遣可給候以上

永田勘左衛門

古川藤左衛門殿

右の古文書によると、福山の出物蔵へ上納を納めることにもなっている。

伊勢家の上納米は古老の話のように、福山港から鹿兒島へ送られたのであろうが、中には種子島へも送られた。福山港には伊勢家から福山詰として役人を置いて輸送にあたらせた。有村光博氏所蔵の古文書によると、「種子島御差続米三百俵の内」と送り状に二通とも記されている。有村氏の祖父にあたる人が福山詰役人の有村源左衛門である。

「御差続米」というのは、生活の為の仕送り米のことである。この場合は、原口教授によると斉彬公の叔母松寿院が種子島夫人で種子島にいたので、そこへ仕送りとして送ったものであろうということであった。伊勢家としては、藩主に上納する分を差続米として、「津下し」船で種子島へ送ったものと思われる。

送り

真米 九拾五俵

見分

否笠清左衛門

石ニシテ 拾九石

斤目 六拾三斤

右者種子島御差続米三百俵之内役々立会之上本行之通致津下シ候間納方御法之通御取計可給候

岩川下代

巳十一月十一日

山下喜左衛門

福山詰下代

有村源左衛門殿

馬場部落の馬場精八氏の話では次のようである。

伊勢氏支配のころ、毎年鹿兒島の伊勢氏から上納をとり役人が見えた。上納を集める蔵は「鍋」にあり、そこに上納を集めて、そこから鹿兒島へ送った。

なお、暴風の来た年は作物がとれず、上納するだけないのに役人は上納を迫った。こんな時は皆集まって、役人に御馳走をして、上納をまけてもらった。

こちらの家で一番上座に三疊の間があり、その次に六疊か八疊、その下座は一段おちて「なかえ」となっていた。そんな時、役人は一番上座の三疊の間に座り、その次の六

疊か八疊の座敷に郷土が座って、役人へお願いをしたり、接待をしたりする。それを「なかえ」に控えた百姓は障子越しに話を聞いていたものだという。

伊勢家は殿様へ上納をしなければならぬので、岩川の上納は高かったようだ。

月野の上納

月野の上納は志布志の御飯屋へ納めた。上納物は馬の背にのせ、岩元から縄瀬、字尾を経、大迫を渡って、志布志へいった。月野の上納が皆終わると、名主（南岩元門、現在の古藤家）が、化粧上納といって、志布志へ全部納めたという報告に鹿兒島の檀那の所へいった。その檀那は川上殿であつたろうと思われる（川上殿については、第二章私領の第三節、武橋川上家参照）。

門・屋敷の高頭

当地方では、門の石高はおよそ二十石から四十石の間であつたようである。低い所では十余石になっている。もつとも二十石未満は当地方では門といわず屋敷といつた。

一高頭十八石七斗三升三合四勺四才	上浮免	一高頭貳拾石六斗八升三合三勺三才	南門
一高頭貳拾石三斗	上別府門	一高頭貳拾石六斗八升五合四勺貳才	竹山門
一高頭貳拾石壹斗三升五合八勺三才	築地門	一高頭貳拾石七斗壹合四才	錦原門
一高頭貳拾石貳斗八升八勺三才	川床門	一高頭貳拾石七斗	米德門
一高頭貳拾石貳斗八升九合五勺八才	新川門	一高頭貳拾石七斗四合五勺八才	德永門
一高頭貳拾石壹斗三升五合三勺壹才	上川原門	一高頭貳拾斛七斗	重住門
一高頭貳拾石貳斗七升四勺貳才	下稻村門	一高頭貳拾石七斗三合七勺五才	竹吉門
一高頭十七石七斗三升貳勺壹才	関屋敷	一高頭貳拾石五斗九升壹合六勺七才	重田門
一高頭貳拾石貳斗九升壹合三勺六才	豊永門	一高頭貳拾石八合八勺五才	狩長門
一高頭貳拾石壹斗三升五合	水流門	一高頭貳拾石	堤門
一高頭貳拾石三斗壹合四才	岡留門	一高頭貳拾石	西山門
一高頭貳拾石貳斗八升七合貳勺九才	留重門	一高頭貳拾石	下平原門
一高頭百三拾壹石五斗六升四勺貳才	中浮免	一高頭貳拾石	鳥越門
一高頭十五石八斗壹升貳合五勺	大村屋敷	一高頭貳拾石	西留門
一高頭拾五石八斗貳升三合九勺六才	飯山屋敷	一高頭貳拾石八合八勺六才	出水ヶ野門
一高頭拾五石八斗六合貳勺五才	飯留屋敷	一高頭貳拾石	留満門
一高頭十五石八斗貳升八勺三才	伝森屋敷	一高頭貳拾石	盛長門
一高頭十五石八斗壹升四合五勺八才	辻屋敷	一高頭貳拾石九升五合三勺壹才	下浮免
一高頭拾五石八斗九合三勺八才	平原屋敷	一高頭十九石九斗貳升六合四才	庄屋浮免
一高頭拾五石八斗壹升四合五勺八才	城ヶ原屋敷	一高頭拾四石八斗九升五合八勺四才	川南御持留
一高頭拾五石八斗壹升七合七勺壹才	松ヶ迫屋敷		浮免
一高頭拾五石八斗三合壹勺三才	平田屋敷		
一高頭貳拾石七斗三合壹勺貳才	飛別府門		
一高頭十五石五升二合貳勺五才	大重屋敷		

中之内村

一高頭貳拾五石三斗七升八合七勺七才 折生田代門

一高頭貳拾斛	飯屋門	一高頭拾七石	井手之上屋敷
一高頭貳拾壹石四斗三升三合四勺六才	梶ヶ野門	一高頭貳拾石九斗九升九合六勺八才	中村門
一高頭拾參石八斗	祝ヶ野屋敷	一高頭拾八石壹斗壹升七合	田平屋敷
一高頭拾三石八斗	吉ヶ野屋敷	一高頭貳拾斛	上中原門
一高頭拾三石八斗	松ヶ野屋敷	一高頭貳拾石	新留門
一高頭十九石	鶴ヶ野屋敷	一高頭貳拾石	飯留門
一高頭貳拾壹石五斗八升五合五勺七才	巖谷門	一高頭貳拾石	市森門
一高頭拾四石	末広屋敷	一高頭拾七石壹斗貳升壹合八勺七才	南屋敷
一高頭拾四石	巖迫屋敷	一高頭拾六石九斗七升壹合八勺七才	狩谷屋敷
一高頭貳拾石	川床門	一高頭拾貳石壹斗四升九合三勺八才	吉永屋敷
一高頭拾三石五斗四合五勺八才	岩松屋敷	一高頭拾四石	野里屋敷
一高頭貳拾斛	宝迫門	一高頭拾貳石壹斗四升九合四勺七才	瀬之口屋敷
一高頭拾三石五斗四合四勺八才	福永屋敷	一高頭拾六石五斗	笠木屋敷
一高頭貳拾石	市吉門	一高頭拾六石五斗	和田屋敷
一高頭貳拾斛	鳥越門	一高頭拾五石	笠木浮免
一高頭拾三石壹斗九升六合三勺七才	吉満屋敷	一高頭十六石五斗	金沢屋敷
一高頭貳拾石	中西門	一高頭拾六石五斗	福田屋敷
一高頭十三石貳斗壹合七勺七才	福重屋敷	一高頭拾六石五斗	益満屋敷
一高頭拾三石壹斗九升壹合八勺七才	西中野屋敷	一高頭拾三石六斗三合壹才	益留屋敷
一高頭貳拾石	柳井谷門	一高頭拾六石五斗	鍋屋敷
一高頭拾三石壹斗九升六合壹勺五才	柳屋敷	一高頭拾三石六斗三合貳才	下鍋屋敷
一高頭拾七石	満重屋敷	一高頭拾六石五斗	満留屋敷
一高頭貳拾石	宝持門	一高頭拾九石	俵屋敷
一高頭貳拾石	大角門	一高頭拾九石	井迫屋敷

第6章 門割制度

一高頭拾九石
一高頭拾四石五斗六升三合三勺三才
一高頭拾九石
一高頭拾九石
一高頭拾九石
一高頭拾九石
一高頭拾九石
一高頭拾九石
一高頭拾五石九斗貳升九勺六才
一高頭貳拾石
一高頭貳拾石
一高頭拾四石
一高頭貳拾貳石
一高頭貳拾三石四升貳合七勺壹才
一高頭貳拾壹石
一高頭拾八石壹斗五升壹勺
一高頭貳拾壹石
一高頭貳拾壹石
一高頭貳拾壹石
一高頭貳拾壹石
一高頭拾八石壹斗七合壹勺九才
一高頭貳拾壹石
一高頭貳拾壹石

米満屋敷
田中屋敷
馬渡屋敷
鶴屋敷
牧屋敷
田尻屋敷
下福永屋敷
池山門
菖蒲門
三重門
桂屋敷
森満門
神掛門
中崎門
永田屋敷
平松門
縫蘭門
松田門
藏蘭門
前田門
久保田屋敷
平田門
徳尾門
町新門

一高頭貳拾壹石
一高頭拾八石壹斗三升九合貳勺七才
一高頭拾七石五斗九升四合四勺八才
一高頭貳拾石
一高頭貳拾石
一高頭拾七石六斗五升五勺貳才
一高頭貳拾石
一高頭拾七石六斗貳升三合四勺四才
一高頭拾七石六斗貳升貳合四勺
一高頭拾七石六斗貳升貳合九勺貳才
一高頭拾七石七斗五升
一高頭拾八石壹斗八升六合四勺六才
一高頭貳拾壹石九斗貳升七合八才
二之方村
一高頭拾七石六斗四升貳合貳勺七才
野田門
出水田屋敷
上鶴屋敷
東門
田之上門
西屋敷
土成門
丸鶴屋敷
福留屋敷
呼子屋敷
万浮免
庄屋浮免
小浮免
北中留門
梶井門
阿瀬知浮免
松山泰野村
一高頭貳拾斛
一高頭拾斛

門の租税は正税として水田には米、畑地には大豆を納めたが、この外、郷土の家庭で使う日用品の納入を命ぜられた。租税に次ぐ義務は夫役であった。庄屋の給地を耕作したり、土木工事のために召集される夫役である。

「薩隅日田賦雜徴」(小野氏引用)によると、高三十石の門で納める年中納物は

正月の納物、一、茅莛三枚(代銀二匁)、一、萩二束(代銀貳拾匁)、一、薪四束(代銀七十文)、一、芋三升(代銀三十匁)、一、キネニツ(代銀二十匁)、一、オヤシ五合漬(代銀三十六匁)、一、モロムキ一枚、一、タラ、一、飾木四束(代銀二匁)、一、炭壺俵三斗入、一、若木(代銀十五匁)、一、山ノ芋、一、若木貳束(代銀三十五匁)、一、ニツリ葉(近所ヨリ)、一、柳、一、門松
三月三日、五月五日ノ納物一、蓬、一、マキカヤ、一、菖蒲

右從五里内現物ニテ其色々ニ相納、五里ヨリ外ハ代物タルベシ。

一、物干竿二本、一右台四本

七月盆ノ納物

一、トモン松壺束(長サ一尺五寸、廻二尺)

一、津萩並ニ水子用ノ茶(代銀三十六文)

風構納物

一、カワフリ壺本但し無用ノ人ハ長木五本ヅツ一、長木五本(代銀貳匁) 一、ワラ莛四枚(代銀壺匁ヅツ) 一、半繩拾房但三十三尋(代銀四十匁) 一、小繩三房五十尋(代銀十五匁) 一、疊表コモ式帖但六帖重(代銀貳匁六分) 一、右カラクリ糸並縁付イト壺匁(代銀壺匁) 一、夫仕、

十五歳ヨリ六十歳迄ノ者面付一人ニ付年中拾貳人ヅツ司召仕事

万治二年亥八月朔日

「打起御條書并御郡方仰出留」

藩内の農耕地は農民の生活の本拠というよりも、むしろ藩の財政の源泉地であるので、藩としては幾多の稠密な注意を払った。農民の不慮の出来事により耕作困難な場合は、其の村中で互いに助力して生産を維持するようにしたり、農民は勝手に村から転出することを禁じ、もしどうしても転出しなければならぬ時は、後継者を定めてから後にするというように、貢納の欠損をなくするように配慮した。実際には負担力の微弱な農家は困窮して、遂には肉親とも別れ、一家で夜、居村を出て逃散せざるを得ないものもあった。

久木山の鮫島利雄氏所蔵の「打起御條書并御郡方仰出留」によると、こうした農家に対する藩からの指導や制約などが厳しく示されている。

この古文書は後書によると明和九年正月とある。百姓が農耕や井手川除道路補修をするのに、その訓戒書というようなものである。これを見ると、「農耕は日限まで

に早目にするように、それにおくれないように」と繰り返し酷しく申し渡し、いろいろな心がけを説いているが、中には百姓の逃散を恐れて、後作を酷しく言っているところもある。当時の百姓に対する嚴重な申渡し、上司から郡見廻へ、そして村役人や打起方検者へと監督が厳しく実施されていたことがわかる（附録資料参照）。

飢饉

徳川時代の中で飢饉が幾度もあった。中でも享保、天明、天保などがひどく、特に天明の飢饉では全国的に多くの餓死者を出した。

天明の飢饉の前、安永九年、十年は稀に見る豊作で、農民も相当贅沢をしたが、天明二年になると、氣候が甚だ不順で、田地苗床から虫ができ、稲から甘藷まで虫が入った。油を田に入れるくらいではききめはなく、「虫送り」といって太鼓や鐘をたたいて田のあぜをさまよい大騒ぎをしたが、これもききめはなかった。その上旧の五月末と六月初めに二回大暴風雨が襲来、しかも稲の出穂前であった。更に七月十五、六日大暴風雨襲来、諸所の堤は破壊、田地を埋め、洗い流し、粟や野稲は吹きちぎられ、甘藷の茎をもぎとられ、そばは早霜で実入らず

誠に悲惨な飢饉であった。しかもこの飢饉がはしりて、その後、天明四年、六年と虫害、風水害が相ついで起こり、ついに大飢饉となった。

鹿児島県は高温多湿のため昔から病害虫の発生が多かった。それに台風常襲地帯である。これらが飢饉を引き起こす原因である。天明六年など死者二百人、家屋倒壊一万五千、田畑の損害は実に四十万石であった。こうした災害に対して、藩では最初は貢納の減免の措置をとっていたが、調所広郷（笑左衛門）が家老になって藩の財政立直しをした時から、こうした災害に対する減免は廃止され、全納するまでは取りたてるということになった。延納を許す場合も、後年豊作の年に延納分を納めさせた。飢饉の時は救済米を出したが、これも与えたのではなく貸したのであった。

「薩藩の百姓は生産力低く、作業困難な田畑で、嚴重な役人の監督下に働かされ、しかも収穫の八割をとられたばかりでなく、こうした天災に常におびやかされ、人災と天災の谷間にあえんでいたのである」（飢饉の項は「郷土のくらし」より）

昔の飢饉はひどいもので、竹の実を喰べたなどという

話を私たちも聞いているのである。

月野村民移入の状況について、「月野村史」の中に次のような記録がある。

月野は在来の土人は極僅少なり故に門内の戸数を殖やし、門夫の繁苦を減せんが爲めに西方地方より出稼に来れる者を門区域に配合して移入せしめたるものなり移住民は川辺、加世田、知覧、田布施地方よりの者最も多し。

土地の処理

明治初年の地租改正には、従来、占有耕作して来た門地は、現在占有者である農民に、また土地私有の実質をもつ郷土の土地は郷土の所有地と認めてそれぞれ地券を交付し、他方従来、唯土地の高を給せられたる土族に対しては、金禄公債を交付して土地の処分を終った。

門地所有権の決定方法はいかにして行われたかという点、地券交付の際、現にその土地を占有している者を所有者と定める方針をとり、百姓には各自の耕地に名札を立てさせ、この名札によって持主の名前を地籍帳に書き上げて所有者を決定した。しかし農民は藩政時代の苛重な納租の苦しみを忘れることが出来ないで、土地を持つ

ていると、また大きな重荷を負わされるものと考え、自に必要なものの外は、なるべく土地所有を避け、余分な土地があれば隣人に譲ろうとし、隣人もまたこれを受けないというようなことがあって、土地の所有権を決めるのに苦労したという。こうして農民は土地私有ということに馴れないために、維新後も土地を持っていると苛重な税金と用役が課せられるものと思つて、土地を財産視せず、却つて厄介物として土地を持つことを喜ばなかつた。これに反して、他方、土族の方では、藩政時代所定の面積の知行を給せられ、その土地からの上り米を収得していたので、地租改正実施で門割地が農民の所有と決定してからも、古い記録を持出したり、古老の証言を資料にしたりして、往時の知行権を所有権だと主張し、知行権に対して地券を交付されるよう政府に請願したが、これは許されなかつた。門割地は蔵入地たると知行高地たるを問わず、占有者である農民の所有となつた。

第三節 門 割

岩 川

中之内村

折生田代門、飯屋門、梶ヶ野門、鶴ヶ野門、吉ヶ野門、松ヶ野門、蕨谷門、蕨迫門、末広門、川床門、岩松門、室迫門、福永門、市吉門、柳井谷門、柳門、中西門、西中野門、福重門、鳥越門、宝持門、吉満門、大角門、井手之上門、満重門、牧門、徳重門、俵門、下福永門、井迫門、馬渡門、田尻門、田中門、鶴門、米満門、池山門、三重門、菖蒲門、土成門、西門、市盛門、南屋敷、呼子門、東門、飯留門、新留門、福留門、野田門、田之上門、上中原門、丸鶴門、出水田門、上鶴門、前田門、田平門、徳尾門、縫園門、松田門、平松門、中崎門、永田門、町新門、平田門、藏園門、鍋屋敷、下鍋門、益満門、益留門、満留門、久保田門、神掛門、森満門、笠木門、金沢門、和田門、福田門、桂門、野里門、瀬之口門、吉永門、狩谷門、庄屋浮免、万浮免、小浮免

計八十一門三浮免

五十町村

上浅井門、下浅井門、中村門、笠松門、永里門、園田門、

恒 吉

恒吉郷内の門かどの名は次の通りである。

長江村（門一四、屋敷はない）

長江、福重、馬庭、持留、獅子田、盛田、小園、末永、飯屋、吉村、平原、荻迫、十九、有島

須田木村（門と屋敷計二六）

川原、餅原、新留、中村、中島、今村、福元、滝ヶ平、

八木鶴門、増福門、永吉門、上清水門、上菅牟田門、下菅牟田門、馬庭門、福留門、永森門、上村門、福永門、坂元門、吉元門、久木之山門、亀石門、福ヶ野門、米森門、葛原門、梅ヶ迫門、末広門、吉永門、新原門、松ヶ野門、錦原門、満門、飯留門、松ヶ迫門、平原門、平田門、城ヶ原門、大重門、辻門、飯山門、大村門、飯森門（永田文書には伝森とある）、竹山門、竹吉門、水流門、徳田門、飛ヶ別府門、南門、徳永門、増満門、上馬場門、下馬場門、権現頭門、開帳免門、重住門、吉原門、豊広門、岩広門、森長門、出水ヶ野門、鳥越門、下平原門、西山屋敷、留満門、堤門、下浮免、庄屋浮免、西留門、築地門、米徳門、岡別府門、岡留門、上別府門、下稲村門、上川原門、上浮免、川床門、新川門、留重門、関門、中浮免、豊永門、狩長門、竹之内門、吉留門、東門、重田門、新留門、中留門

計八十四門 四浮免

寺脇、高屋、田之上、梶原、鶴田、富吉、田中、福留、米元、堂籠、久保、須田木、雲雀田、前原、乙川内、中留、吉留、福丸

坂元村（門二五）

田之上、鍋、宮園、有村、留重、内村、園田、盛田、坂元、勝吉、永吉、中村、宝満、清津野、徳留、神牟礼、吉満、南牟礼、米盛、豊盛、福盛、通山、松尾、中尾、大園

大谷村（門と屋敷計三〇）

飛佐、吉永、有村、豊留、梨木、大路、萩原、谷口、大谷、徳留、亀石、豊満、迫、上迫、南茗ヶ迫、小川原、大河原、内山、東馬庭、炭床、前原、小山、小西、大村、福永、西園、福留、内村

門は時代により変動があるが、坂元の踰躍神社の棟札の一部に、森田門、永吉門、飯屋門、野村門、葉丸門、立山門、と列記され、その後に、名主松尾門庄右衛門右同田畑門金次郎とある。

坂元の人の話で、宝満門というのがあったが、この門の人は志布志に移り、後を土橋が継いだという。飯屋門というのもあったと言うが、これは前述の棟札にも記してある。

月 野

平木部落 平木屋敷

岡元部落 岡元門

下岡部落 下岡元門、上岡門、下岡門

牧原部落 重田屋敷 牧原門

松尾田部落 小松尾田門、松尾田門

持留部落 下持留門

下勢井部落 徳留門、高吉門、中吉門

上勢井部落 上勢井門、下勢井門、末広門

竹山部落 徳田門、竹之山門、竹之内門

中野部落 中野門、小中野門、蔵苑門、平松尾屋敷、福岡

門、中崎屋敷、留岡門

広津田部落 下広津田門、上広津田門、丸田門、東江門、

吉広門、和田門

川久保部落 飯屋苑門、川久保門、河東門、徳丸門

中村部落 北中村門、若林門、中之内門、中村門、飯屋門、

藤ヶ峯部落 藤ヶ峯門、上村門、今藤門

岩元部落 岩橋門、上岩元門、北岩元門、南岩元門、清水

門、下岩元門、平瀬屋敷、永吉門、岩広門

久保崎部落 西久保崎門、東久保崎門

縄瀬部落 縄瀬屋敷

市柴部落 市芝門

大田尾部落 大田尾門、大苑屋敷

志柄部落 志柄谷屋敷

桑之迫部落 桑之迫門、桑原門、（茶原と記してあるが桑

原だらう）、上迫屋敷

新留部落 北新留門、新留門、福留門、南新留門、中留門、

樋留門、田中門

伊屋松部落 伊屋松門、松ヶ迫屋敷、松ヶ谷門

高松部落 高松門、小松屋敷、松留門

第七章 畜 産

第一節 馬 牧

馬牧については『鹿兒島県史』二巻に次のように記している。

「薩隅日三州は、第一巻に記した如く、古来の馬産地で、藩政時代にも九州第一の定評あり、かく著名の馬産地となつたのは、土地が適した上、藩が努めて馬牧を設け、種牡には領内の良牡は勿論、藩主乗用の奥羽馬の如きをも下附し、改良・保護を講じたによるといふ。また外国種を

も入れ、即ち鹿兒島近在吉野牧の別圃に唐牧があり、其の内に巴爾齊亞野、百齊野を設け、後に重豪が吉野牧から移して設けた比志島野牧は咬啮吧馬牧で、何れも外国種馬の牧であつた。併し、他領に出すのは雜小荷駄馬に限り、母駄を出すを禁じた。即ち、近国他領に於ける馬の増殖のため、他領出雜小荷駄馬の減少を防ぐためという。而して小荷駄馬を他領に出すには藩の免許を要し、其の数も定まっていた様である」

これによると藩が奥羽馬を下附したり、外国種を入れたり、他領に出す馬を制限したりして、馬の改良繁殖に力を入れたことがわかる。

当時藩に置いた馬牧は、吉野、比志島野等、二十であつたが、その中に末吉野、福山野があつた。県史からその表を抜ききすると次のとおりで、当時の両牧の大き

牧 名	周 廻	馬 匹 数					
		宝永六年 上使答書	宝暦五年	安永六年	寛政元年 上使答書	文政九年	天保九年 上使答書
末吉野 (末吉)	里町問 三、二二、二	五〇〇	三八三	三二七	二三四	二四五	二五七凡
福山野 (福山)	一〇、二四、二二	二、二六三、一	七九七	八五九	一、〇三四	一、一四〇	九五一凡、二〇〇

さ、馬匹数などがわかる。

坂元小学校の「郷土史」二集によると「福山牧はまわり約十三里（五二軒）、末吉牧は約三里二十二町（一四軒）であった」とある。これによると、末吉牧の方は同じであるが、福山牧の方は二里余多いことになる。馬匹の数については同書は『（福山牧は）薩摩藩二十数ヶ所の牧場中最も大きく二、五〇〇頭も生育された時代もあった』と記しているが、『県史』の表を見ると、宝永のころの数がその数に近く、藩内の各牧の馬匹数で七、八百というは多い方で、たいてい二、三百が多いようである。安永六年の藩内の各牧の馬匹総計は二〇牧で五、九七六頭、この中、福山牧は一八五九頭である。この数字から見ても、福山牧が一番大きかったことがわかる。末吉牧も全体から見ると、小さい方ではなく、宝永のころは、二十牧の中三位、宝暦でも三位、安永では六位（これは三百台が五牧もある中の一つ）、寛政では九位となり、文政でも九位、天保では六位になっている。この間、福山牧は常に千台を超え、（天保年間に九五一に落ちている）とびぬけて首位になっている。

馬牧の堀その他について『県史』は次のように述べている。

「父馬を吟味し、母馬に構わず、牧は所により同様でないが、内に山野林川を開い、高さ九尺程の土手を築き、林は夏季の日蔭とし、冬季の雨雪を防ぐに用い、林なき平野には茅葺の屋根を所々に作り、駒走りと称する七、八町程の平地を必らずつけるといふ。従って、牧内の竹木植栽に努め、草茅の採取を禁じたのである。此等の馬牧には、夫々牧司を置き、馬預の指揮の下に管理せしめた。」

牧の周囲には高さ九尺ほどの土手を築いたとあるが、これは堀といい、馬の出るのを防ぐために築いたことは言うまでもない。

この堀について坂元小学校の「郷土史」は坂元方面の牧の堀について次のようにくわしく記している。

牧の堀は福山牧の場合、故川路先生宅の裏を東南に走り、大脇氏裏、診療所の北面を経て上村善右衛門氏宅北西の畑の境を経て、一度たんぼへ下り、先へ走って皆越岡を横断し、岡迫入口の下りにかかる処の畑の中を北西に抜け、堂ヶ尾へ出て、陣の岡の北から徳永原を通り、福山町小廻に出る。又他端は川路氏宅前の県道を横ぎり、指宿貞義氏宅の西側を下り、井川谷を経て、二重堀墓地を通り、新原、砂走、福地を経て牛根境に下る。

ところでこれらの堀は、道路を交差していた処もあった

が、馬が逃げないように外戸^{カド}がつくられていた。岩川―福山間の道路は、川路氏宅で福山、末吉両牧の外戸が夫々作られていた。福山牧の外戸番の最後の人は、大保熊太郎氏の伯父、大保金蔵、末吉牧の木戸番は岡留精敏（当字）という人である。その門は「いらさかべ」で作られていたという。（大保熊太郎氏談）福山牧の外戸は他に岡迫入口（土橋常吉氏宅の上）や堂ヶ尾にあった。（上村善右衛門氏談）末吉牧の境界は判然としないので外戸を探してみる。まず川路氏宅にあり、折田小学校の東側の迫（二重堀、梶ヶ野道路）にあった。（小浜甚太郎氏談）又狩谷の通山政義氏宅と墓地の間の道路を入り込んだ所、大保林次郎氏旧宅地跡が外戸跡であり、上飛佐の飛佐敏吉氏宅の近く、千尋濠と呼ばれるあたりに外戸があったといわれる。（篠原銀右衛門氏談）

一方、はっきりはしないけれども木場迫の辺り、笠木水田の水取入口から見える大きな岡の西北の稜線に堀跡と見られるものがある。それが昔の堀（奴久妻兼清氏談）といわれるが、これらを結んだ線、即ち上二重堀から駒山、折田小学校の附近を通り、笠迫から狩谷の近くを通り、榎木段の南西の端を経て木場迫に至り、それから上二重堀へ帰る線が末吉牧と思われる。

ところで前述のように福山、末吉両牧は、上二重堀の川路氏宅で並行していたので、このことから二重堀の地名が生れたという。宅地の西北の境界になる土手は福山牧の堀

である。

堀の高さは八―九尺（二・六米―三米）でこの上は荷馬車を通れる位の幅があり、堀の検査があったものだそうである。又自然のままで馬が出られないようなところには堀はなかったとも思われる。

これら古老の話によって、現在福山牧、末吉牧の範囲が大体判明するが、実際に堀に残っている所もある。二重堀の地名も、説明にあるように、二つの牧が相接していたので、その名が出たのであろう。

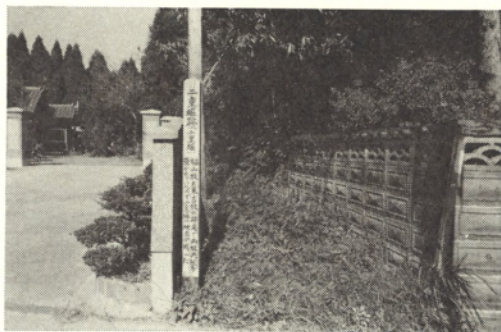
それから放牧はどのようにせられたか、同郷土史によると「放牧の方法は区画して、一頭の牡馬と牝馬二〇乃至五〇頭を配置した。折田は白馬、二重堀は黒馬、岡迫は栗毛（上村善右衛門氏談）ともいわれている。」となっている。仔馬に対する保護についても次のように記してある。「中之内の窪田貢氏宅の上にきれいな野原がある。仔馬が生れた時、犬が仔馬を噛み殺したり、又はその他危害から見守るために番屋が設けられていたものらしいが、この野原に末吉牧の番屋があったそうである。現に番屋迫の字名も残っている。（窪田貢氏談）」新坂元には福山牧の番屋跡がある。

福山牧の外戸が現在佳例川の堂ヶ尾に残っている。同

所は昔の道路跡に置かれた外戸で、堀の堤も現存、更に当時外戸番であった古川（当主は種盛）方の屋敷跡もある。

福 山 牧

福山牧は天正八年、島津義久が中隅福山野に馬牧を創設されたといわれている。『三国名勝図会』に



二 重 堀 跡

此牧場の権輿は、貫明公嘗て国分邑より当邑の惣陣原へ御光越ありし時、岡上より原野を遠望し給ひて謂く、牧馬場を立て好き所なりとて、其分界を定め給い、周廻に馬除掘垣等を構へて、鹿屋邑の高牧野より馬を移し放て、是を畜牧せらる。天正八年庚辰四月十四日、卯の時より牧馬場を開けり。此事慶長九年の旧簿に見ゆといふ

と記されており、貫明公島津義久が福山牧の地を遠望して好適の地として、牧を創設することに決め、馬は鹿屋の高牧野から移送して来たのであった。この時、別当として松元、谷山、山下、黒岩の四人が、馬に従って来た。

福山牧の範囲は、「図会」によると、福山の廻村、佳例川村から敷根、末吉、恒吉、牛根まで跨り、周廻は図会では「十里半十六町二十四間、本藩の内、牧馬野第一広大の場所なり」といい、『県史』では十里二十四町二十二間とあり、大体前者と同じになっている。

福山牧の周廻は最初はおよそ十三里あったのであるが、「移牧馬神祠記」によると安永八年の桜島爆発の被害が多く南原方面を周廻七里ばかり削って、境界をせばめた。その為周廻十三里が十一里三十三町になったとい

う。

馬匹数は図会には千二百余頭とあり、牧馬神祠には二千五百匹とあり、『県史』には宝永六年二千二百六十三頭、その後は千頭台で、天保には九五一頭となつてゐる。しかしいづれにしても、藩内の各牧に比べると、とびぬけて大きい馬数である。

牧の原の牧神のある丘に、「移牧馬神祠記」の碑がある。長い風雪に文字のよくわからぬ処があるが、『三国名勝図会』にも移記されているので、それを参照して、左に記しておく（読み易いように返り点と句点をつける。文字にも多少写し違いがあるかもしれぬ）。

移牧馬神祠記

夫海内産馬東以_レ奥為_レ最、西以_レ我藩為_レ最、我藩牧馬之野大小二十有余而、吾福山郷之野為_レ最盛、初天正八年庚申四月、先公始放_二馬於此地_一、築_二土因_レ險成_二之_一、封界、周廻凡十三里及其盛也、牝牡蓋二千五百匹矣、其南原柏水之丘有_二大石巖_一巖特立、表_レ之為_二牧馬神_一、每歲以_二春三月十八日_一祭祀焉、及_二安永八年_一松峯地燃、飛_二砂雨_一灰、于_レ時西風、以_レ故南原砂灰最深、野無_二水草_一、本府令_二隣邑大給_一芻草、然數日不_レ止、水皆為_レ之濁、當_二是時_一、馬病死者殆千匹也、其明年以_二南原終為_二不毛_一、東自_二釜脇

南至_二黒石_一狹_二之_一、封界、而以_二南周回七里許_一削_レ之、爾後牧野周回為_二十一里三十三町_一、牝牡無慮千五百匹也、於是神巖為_二界外_一、因代以_二石室_一安_二之於総津之丘_一、寛政六年創_二建華表_一焉、是辟在_二於東辺_一祭社不_レ便、今茲吾輩相議白_二本府_一ト其吉地_一移_二石室_一於小陳之丘、是牧野之中而臨眺四暢祭祀、禱賽亦為_二甚便_一、神其尚安_二斯地_一、永賜_二景福_一、令_二馬無_二疥癬天札之疾_一、又無_二豺狼之患_一、而駒駒蕃息、速復_二其旧_一是祈、且傍建_二石記_一其事、令_二後人知_二其始末_一云爾

享和二年壬戌三月十八日

福山牧司	松本平太左衛門兼備
同	松下吉左衛門 兼年
同	谷山貞右衛門 良陳
福山駒見廻	河原藤次兵衛 定利
同	松下五郎太 兼香
同	長正市之進 尚香

第二節 末吉牧

末吉牧は元和三年八月、志布志の烏帽子野牧を梶ヶ野村に移したもので、梶ヶ野牧ともいう。『三国名勝図会』によると、周廻五里二十町余とあるが、『県史』に

は周廻三里二十二町十一間となっている。梶ヶ野村というのは昔の村名で、その後中之内村の一部になった。この牧は恒吉の坂元村まで広がっていた福山牧の隣まで延びており、福山牧と末吉牧との境の所は、前述のように堀が二つあるので、二重堀と呼ばれた。この末吉牧は桜島の噴火の災害を受けて天明元年に福山牧へ合併になった。

末吉牧について、志布志から移って来た経緯など『三國名勝図会』と緒方英吾氏の記録にあるので次に記しておく。

『三國名勝図会』には「末吉野牧馬苑」（地頭館より申西方三里）梶ヶ野村にあり、周廻五里二十町余、南は恒吉に係る、西は福山に界す、牧馬凡三百五十疋許あり、往古志布志笠祇岳へ放養し、其苑を鳥帽子野と号す、既にして馬蕃殖せず、元和三年八月其苑を当邑今の地に移す。牧苑の名は旧に依て鳥帽子野と号す。安永八年十月桜島火て、砂石降りし故災害を受く、因て此苑を天明元年、福山野牧馬苑へ合はす。かくて此苑を別に置くこと故の如し、寛政元年笠祇神を此地に勧請して牧苑の守護神とす。これより先、苑馬蕃殖せず、故に邑人官に請へ社を建つといふ。笠祇神は初め牧苑志布志にありし時の牧神にて、今猶彼邑笠

祇岳に其社ありという。笠祇權現社此苑にあり、祭祀十月廿八日

それから緒方英吾氏の記録には更に次のように記してあり、末吉へ移った経緯がよくわかる。

後奈良天皇の天文年間に島津義久公は、「アラビヤ種」を輸入され、次で又奥州南部から良種馬を入れて、志布志に鳥帽子野牧を創設された。この牧については色々な説があるが、それらをまとめて見る。志布志に笠祇岳があり、樹は生えず、東方は宮崎県福島の山に連なり、この辺りでは一番高い山であるが、その頂上に両郡の界を分つ笠祇大明神があり、鳥居の西の柱は志布志、東の柱は福島地に立つといわれる。この神社は始め志布志郷内の倉村字森山にあったのを、後この地に移したのだという。最初前岳と呼んだが、神社を遷してから後笠祇岳と呼ぶようになった。この牧は、土地の言伝えによると、昔関東一之平から馬を船に積み、日向に下ったが、福島の海上で風波にあい、船は難破したが、馬は自ら海に飛び込み泳いで福島の鳥帽子島に上り、笠祇岳に來た。其の後この馬の子孫が繁殖し、ついに牧馬苑となり、鳥帽子野牧と名付けられたという。その頃から笠祇大明神を牧神として崇め今日になった。この牧は始め殿様の命に依って出来たので、殿牧と呼ばれたが、いつか外の牧と転訛した。この牧の烙印は二匹雀であ

る。其後この牧馬が垣を破って福島領に入り、作物を荒すと福島領から度々届出て来たので、この牧を末吉郷（今の大隅町中之内梶ヶ野方面）に移転することになった。これが末吉の烏帽子野牧である。この牧は又一名梶ヶ野牧という。

第三節 馬 追

福山牧の馬追は勇壮活発、関係諸郷を湧き立たせた大行事であった。この行事の様子を『三国名勝図会』や『恒吉村史』などによって記すことにする。

「馬追い」というのは、福山牧では毎年八月牧近郷から民夫を出して、二歳駒を取る行事である。本府から厩屋の官吏が来て管掌した。馬追に出場する民夫は、毎年定められた郷で、松山、恒吉、財部、百引、市成、高隈、曾於郡、清水、国分、都城、串良、踊、横川、溝辺、鹿屋、桜島、垂水、牛根、敷根、日当山等の二十邑であった。これを俗に串目立と言った。串目立の人数は、年によって増減があったが、役卒一万千人余を用いたといわれる。

馬追の朝、各郷の目立の人数は未明に家を出て、郷土年寄等の郷役人に率られて、所定の場所につく。その時、御厩総宰は若御年寄を左右に、御用人、御馬預、御目付以下の役人を従えて、場の中央に出て、御馬追奉行をして御掟書を朗読させる。

串目立の列卒の中、十六歳から三十歳までを駒取役とし、三十歳から四十歳までを駒追役とした。列卒は各々長さ六尺、幅二尺の白布に郷名を書いた旗を中央に押し立て、駒追役は長さ三尺の小旗を持ち、串目締の役人に率いられ、他郷の列卒と連絡を保って、牧馬の出るのを防ぎながら、だんだん囲を縮めて、馬を笠に追い込む。笠の形は野原の中に地を掘り、左右を高くして、入口は狭く、中は広くしてそこで群馬を駆り集める。又その側に楕円形に掘った笠をつくり、そこへ新しく取った駒を入れる所にする。この笠は牧野の大小に随って広い狭いがあったが、福山牧の笠は周り七十六間であった。

いよいよ笠に駒を追ひ込むと、方数十間の処に数百頭の馬が入るので、馬の背がごった返し、駒取役は馬の背を踏んであちこちに馳せ廻った。こんな状態なので馬は馬同士で、かみ合ったりして傷つくこともあるが、駒取役等に対しては、不思議に少しも傷害を与えなかったと

いう。駒取役は柿洪染の衣を着ていたが、それを俗に駒取浴衣と言っていた。麻織りで広袖にして、長さは膝まで、背に各自の定紋を大きく染め、附け帯は前で結び、数条の三尺縄を挟んで乗った。草鞋は履かず足に縄を巻いて草鞋代りにした。駒取役はこうした軽装で笠の中に突入し、飛鳥のように馳せ巡り、まず当歳の幼駒を取り、次で二歳を取る。荒れ回る駒の口に三尺縄をはめ、暴れる衆馬をのけて外に連れ出すのである。この時駒取りは、決して両脚を垂れないで、必ず馬の腹に接合させる。こうするのは、もし両脚を垂れると、馬と馬との間に挟まって、両脚の骨折の恐れがあるからである。中には馬から落ちて、衆馬に踏まれ、死者を出すこともあったという。こういうことも往々あるので、駒取りは家を出る時、親族知人集まってその行を盛にするため、酒を酌んで励まし、一面、暗に訣別の意を含めたという。

また馬追の時、一母馬で当歳仔馬と二歳仔馬とを連れ、両方に乳を飲ませているのが多かったそうであるが、これは分娩後すぐ交尾して受胎したものであろう。

馬追が終ると、馬はもとのように野原に放つのであるが、参加者が皆引き上げた後には、一群馬の主人である牡馬は四方に駆け回って自分に所属する牝馬と仔馬を探

し求めて、これらを一か所に集め、全部揃うまで探し求めたということであった。したがって馬追のあった後二、三日間は、笠の附近はこのため非常に混雑を極め、総てを得てから自分たちの所へ帰ったという。

「馬追い」の所で述べた^{オウ}笠は、現在も笠を地名に冠せて残っている。中之内の笠迫、笠谷、笠尻、笠前等とあるのは、その付近に末吉牧の笠があったので、その名が残っているのである。福山牧の笠は曾原（国道筋の宮路氏宅付近）にあった。なお、太良木宗吉氏宅地内の菜園は一段高くなっており、周囲に土を盛った跡がある。これは殿様が牧場を眺めるために立たれた場所であるといわれている。

奴久妻兼清氏の先祖入部氏は末吉の六町であるが、馬追の時、末吉牧に来て袴に威儀を正し、巻物を読んだという。馬を放牧するので、塩を与えるためにあちこちに塩が積んであった。水も必要であるが、ここは高原地帯で泉がないので、水溜を造って利用した。岡元辰雄氏裏の畑付近は、水溜段と呼ばれ、昔は山びるがおり、天水田も作られたとのことである。また船窪の大内国彦氏宅付近にも大きな水溜があった。以上の水溜は末吉牧の方である。

福山牧の方は上村景義氏宅裏の低いところが水溜として字名にも残っている。遠い所では牧の原から福山へ行く旧道のあたりにも水溜があり、そこにも天水田があった。

この坂元地区には、牧場時代を伝える地名があちこちに残っている。前記の「苳」「水溜」に因んだものの外に二蔵駒をここから立てたといわれる「立馬」、それから「牧神・駒山」等があり当時をしのばせる。

牧の原の方にも「苳元」「番者^{ばんじや}元^{もと}」などの地名が残っている。牧神の丘の向こう、市成街道沿いのあたりである。

牧場にまつわる話

牧には馬盗人の話がよく残っているもので、牧の原の方にもあるが、坂元の方にもある。大保熊太郎氏の聞き伝えに「坂元郷土史」よれば、黒岩という人が牧の馬を盗んで勝手に農民に売り、私利をむさぼっていたのを、遂に捕えられた。黒岩は牧の下役人であったが、彼はかねて馬を非常に可愛がっていたので、彼が連れ去られる時、馬が別れを惜んで膝を折って泣いたという話が残っている。当時こうした牧の下役人の中では、牧の馬を売

ったり、廃疾などの名目で故意に良馬を払い下げて不正をむさぼることも多かったという。この黒岩というのは、福山牧が最初出来た時、鹿屋の高牧野から馬を移したのだが、そのとき別当として従って来た松元・谷山・山下。黒岩の四名の中の一人黒岩の末孫であろうと想像される。

右の話と関連がありそうであるが、牧の原に居る黒岩太蔵氏の話を記しておく。太蔵氏の祖先がこの牧場を通ったら、仔馬が後からついて来た。それを付近の人たちが見て馬盗人だといいはやし、その人は遂に自殺したかあるいは殺されてしまった。しかし牧場ではその後仔馬が育たないようになったので、亡くなったその人は馬の神様であったということになり、神様をつくって祭ったという。それが牧神であるというのである。牧神祭は毎年三月十八日賑やかに行われ、露店もたくさん出し、踊りも出た。しかしその牧神の祭は、亡くなった人の子孫である太蔵氏の父が行かなければ、祭りも踊りも始められなかったという。この祭りは現在も行われている。

末吉牧の方にもこうした話が残っている。笹原弥右衛門という人が、かねて牧の馬を密売していたが、発覚し

て釘を逆に打った板の上を歩かせられ、死罪となったという。笹原は死ぬ時、残した金が気になり、金を埋めた場所を言い遺した。その場所は榎木段の榎木の傍で、目印に南天が植えてあるといったそうで、終戦後、付近の人がそこを掘って見たところ、金はなく石が丸く並べてあったそうである。

第四節 恒吉の名馬筋

恒吉は名馬の産地で、萩原筋、馬庭筋、柳原筋などといわれる名馬の系統を出している。これらの名馬の系統が繁殖して、恒吉の馬の名声をいよいよあげたのであるが、こうした名馬の出たものとの話がやはり福山野牧と関連があるようで、それについての話が残っている。それらを「勝目文書」「恒吉村史」によって記す。

萩原筋

島津斉彬公の愛馬に「荒佐野」というのがあった。野方の荒佐野から出たので、土地の名をとったものである。その当時荒佐野に屋納嘉三次という人があり、恒吉

村萩原筋の牝馬を数頭買入れ、岩川村の森重武右衛門が所有していた「岩川青」という牡駿馬に配した仔馬が「荒佐野号」という名馬になったのだという。

古老の伝えるところによれば、名馬「荒佐野」を産んだ恒吉萩原筋の母馬は、福山野牧の良牝馬であったという。その頃、福山野牧の牧馬はたびたび盗難にあった。

牧の下役人等が勝手に牧馬を農民に売ったり、また廢疾等の名儀で故意に良馬を無償で下げたりして、その間に不正の利益をむさぼることがたびたびであったので、この萩原筋の母馬の場合も、福山牧の見廻役の笹屋五右衛門に嫌疑がかかり、嚴重な詰問を受けた。しかし証拠をあげることは出来なかったが、犯人に決定され、極刑に処せられた。しかし福山野牧で最も駿馬だといわれた牝馬が、平生、非常に五右衛門に馴れていて、同人がいなければ、捕えることが出来ないほどであった。五右衛門が刑死すると、その後いつのまにかこの姿が見えなくなったという。この牝馬が萩原筋の名馬であるといわれている。

この名馬はその後転々として屋納嘉三次の所有となり、前述の名馬荒佐野を産んだのである。萩原家では、当時から熱心に馬を愛育繁殖につとめたので、良牡馬を

生産し、成長してから時の藩主の御召馬として買い上げられる光榮を得たのであった。これから地方民はその血統を求めようと望む者が多く、その名声が高くなった。

馬庭筋

恒吉の大谷字内山に馬庭国義という人があった。その八代の先祖に助兵衛といい、馬を可愛いがることひと通りでなく、飯を与え水をのませる毎に歌をうたっていた。この馬の血統ははっきりしないが、当時福山牧のけたて馬を貰うけて成長させたものであるという。けたて馬というのは牧馬で母牝馬が死んで親離れの仔馬、あるいは不具の仔馬、負傷馬などをいうのである。この頃黒鹿毛の良好な牡馬を得、それが成長するに随って、ますます良好となり、三歳のとき藩主に買い上げられ更に幕府の將軍にあげられたという。

これから同家に産まれた牡馬の全部は、藩主買上の光榮を得、成績がよかったので、名声があった。

柳原筋

恒吉長江字柳原に園田八郎という人があった。馬を非常に愛育するけれども、どうしたわけか良馬を生産出来

なかった。そこで馬庭筋、萩原筋の牝馬数頭を買い、生産をしたところ、良馬を出すようになった。そして後には柳原筋の名声を得たのであった。

第五節 安永の桜島爆発

安永八年（一七七九）九月廿九日夜から翌十月朔日午前まで頻繁に地震が続き、桜島の権現宮や有村の上辺り噴火を始め、鳴動し、五日間も大噴出をした。飛石降灰多く、家屋焼失、田畑の被害甚だしく、死者男七十九人、女七十四人計百五十三人、死馬千数百頭ということから当時の惨状が想像される。当時風下にあった垂水、牛根、福山等では殊に降灰飛石激しく、耕地、溝渠が埋没し、作物樹木の被害が多かった。馬牧もこのため大きな影響を受けた。

牧之原から坂元、末吉の一部まで降っているボラ層は以前は安永の爆発によるものといわれたが、その後の調査で文明の爆発によるものとされた。しかし記録等から相当の灰や軽石があったと想像される。

安永爆発後の対策

安永八年十月から始まった桜島爆発はこれまでの噴火の中でも最も大きいものであった。このため、福山、末吉の藩牧や、垂水の私領牧など相当の被害を受けた。当時の藩主島津重豪は、安永九年に末吉の烏帽子野牧から百数十頭の馬を福山牧に移し、管理を強化するために、牛根から郷士四二戸、農民八九戸を福地に入植させた。福山町福地の馬屋段にある碑の碑文を次に掲げる。文字の不明なところが多いが、残った文字からも桜島噴火と牧場のことが想像される。

□□□□牛馬邦俗謂之牧□天正二歲妙谷公□□□□都城牛根都城市成都城等地躬自巡察水草之利畜牧馬數百頭謂之福山牧□歲月往苜牝牡數千歲歲蕃息以百數焉我國不啻各□爭求夫我國之牧數千產馬雖多以此牧比冀北□前謂妙円公之所乘折□驛者亦產於此云安永八歲己亥十月朔火炎桜峯□□近遠砂石埋地水涸草枯死馬 百官乃発令合之末吉都城烏帽子野牧馬明歲庚子冬□人徒使地方檢者町田勘兵衛実盈經營旧牧地移逢災□無他使窮民剪草菜圃田野暖衣飽食也実盈承命以□□与夜寝勞身焦思手足胼胝今歲辛丑春先相宅移牛根都城土三十戸農八十戸於是実盈以為災後民心不安苟□不安農事□意今也使□心安者其惟神馬□矣竟移□□神於惣津岡

別奉祠□□神牧旧牧地実禱爾其庶□也時余監於此処因使余□□事余嘉其為国尽心為民力誌之并銘

△有馬純一氏と筆者（中島委員）調査▽

折田の笠祇大明神

折田小学校の門の前に、笠祇神社があり、その境内に笠祇大明神の由来を記した碑がある。その碑面に刻された文を次に記す。文字の判読出来ないものもある。

新建笠祇大明神記 当祠者志布志郷笠祇大明神之分神也往昔志布志郷有笠祇野御牧而往往産良馬蓋其神出于所□認云元和中罷其御牧而移其馬於当地因名曰笠祇野至安永八年己亥十月桜島嶺上火大燃雨焦土者數旬於是野馬頗死乃与福山野御牧合為一則野馬得所而免死馬既而嶺火漸減不太害乃復与福山野分為兩因相儀新建祠奉迎神以為禱御牧永久野馬蕃息実寛政元己亥（己酉の誤刻）三月也其如官私報告經營終始之委則茲不害云

郷士年寄格牧司□

駒見廻

田島治兵衛

柚木次兵衛

牧司

内山四郎右衛門

中村林右衛門

有馬七郎次

長野新兵衛

（喜とも読める）
溝辺嘉右衛門

これによると、笠祇大明神は志布志の笠祇大明神の分神である。昔志布志郷に笠祇野御牧があり、しばしば良馬を産した。元和年間にこの牧をやめて、当地に移し笠祇野と名付けた。安永八年十月、桜島が噴火し、牧馬がたくさん死んだので福山牧と一緒にした。その後噴火もおさまり損害もそれ以上大きくなかったため、また福山牧と分離して二つにした。協議して新しく祠を建て牧馬の蕃息を祈った。時に寛政元年であった。と解せら



笠祇神社と由来碑

れる。

また、「三国名勝図会」には「天明元年福山野牧馬苑へ合はす。かくて此苑を別に置くこと故の如し。寛政元年笠祇神を此地に勧請して牧苑の守護神とす。」とある。笠祇神社の境内に、別に小さな碑があり、次のように刻してある。

奉寄進

文化十四年丁丑二月廿八日

郷士年寄格而牧司

田島理兵衛

平季師

第六節 牧の廃止

江戸時代末期になって藩政が苦しくなると、諸牧を廃止することになったが、福山牧も文久三年正月に廃止された。福山牧は従来普請が多く、百姓は公役を請負人に依頼したりして、多額の出費を負担することも多かった。

廃止にあたっては、牧馬八百頭を真幸や肝付等の窮民に払下げたという記録もあるが、付近の福山、恒吉、岩

川、末吉、市成、財部等に払下げ、あるいは下付されたので、これらの地方に野牧系統の良馬が残った。

末吉牧の廃止は不詳であるが、福山牧と同時期であったと思われる。

牧廃止に伴い、土地払下げも行われたが、自分の好きな所に好きな広さだけ堀垣を廻らせば、そこが無償で払下げられたが、過去苛酷な地租に苦しんだ経験から、地租を恐れて払下げをしる者も多かった（内之牧春影氏談）。

末吉牧は伊勢家私領と島津内記家私領に含まれ、福山牧の内、坂元村は島津内記家の私領であったが、移住者は殆んど新天地を求めて薩摩半島方面から来た人たちである。しかし一部には領主の命で開拓に従事（私領の項）した人たちもいる。

第七節 笠祇神社御神体の争奪

折田の笠祇神社は志布志の笠祇岳から勧請して、末吉野牧の守護神として折生田代に祀ったことは「野牧」のところで述べたのであるが、この神社の祭神を巡って、

末吉と岩川が相対峙したことがあった。

笠祇神社は野牧が廃止されてから、折生田代の人たちが祀っていたが、末吉郷諏訪方の住民は諏訪の方に祀るのが当然ということで、折生田代に行って神社から御神体を取り出して持ち帰り、諏訪神社に祀った。後で折生田代の人たちはこのことがわかったので、梶ヶ野、折生田代、狩谷三部落集って協議をして、深夜壮者を諏訪にやって、御神体を奪い返すことにした。そこで壮者はある深夜諏訪神社の神扉を破壊して、御神体を取り出して、折生田代の旧殿に持ち帰り奉納し、守護のため番人をつけて置いた。しかし明治十三年になって、末吉諏訪方から再び奪い返しに来た。その時御神体守護の番人が酔いつぶれている隙をねらって、御神体を取り出し、諏訪に持ち帰った。しかし諏訪神社に奉祀してはまた奪い返されるので、今度は民家に秘蔵して、所在を人に知らせないようにした。これを聞いて折生田代など関係部落では大いに怒って、協議の末、大決心をもって御神体を奪い返すということになった。計画によると、明治十五年旧三月二十日、住民大挙して諏訪方に行き、御神体返還を厳談し、もし応じなければ、竹槍、蓑旗をたてて、力づくでも奪還しようというのであった。この強行策は一

面、三月廿八日は笠祇神社の例祭日なのでそれまでには御神体を奪還しなければお祭りも出来ぬということであった。

こうした計画があつて住民躍起となっている所へ、時の岩川の戸長大津十七は偶然公務で梶ヶ野から折生田代に回つて来た。すると住民の動静が甚だ不穩なので、折生田代の在役田代末五郎に聞いて見ると、前述の事情が判明した。そこで大津十七はこれは岩川、末吉両郷の平和のために大事なことだと考え対策を講ずることにした。そこで早速関係部落有志を集め、この不穩な行動をやめて円満な解決を図るよう話し、万事を大津に一任するようはかった。住民の激昂を抑えることはなかなか容易でなかつたが、「どうしても白黒を決しようとするならば、まず大津を殺してから行け」とまで言葉を尽くして説得したので、住民も漸く落着いて、すべてを大津に一任することになった。そこで大津は、笠祇神社の旧御神体は余り小さいから、それは諏訪方の人達に譲り、こちらはもっと大きく崇厳雄偉な御神体を作つて、これを新しく祀つたらどうか。大津は斉戒沐浴赤誠をもつて御神体の製作にあたらうということになった。こうして大津は自宅の庭にあつた周囲一尺五寸ばかりの桐樹を伐

り、一切の火の物を断ち、家人を遠ざけて、昼夜精進一週間かかつて、高さ凡そ一尺の神馬に、高さ五寸の保食神が乗つた神像を作り上げた。この時の神馬は英人医師ウルヌスが飼養していた連錢韋毛の洋馬に象とり、保食神の風貌は諸書を参照して形を定めたそうである。大津が精魂こめて製作した神像はまことに立派な出来であつた。

三月廿八日の例祭には、御神体の祓除の式を行つて神社に奉納した。そして以後この御神体をもつて祭つて来ているが、こうして、岩川と末吉間の数年間の葛藤は終つたのであつた。

末吉諏訪方では折生田代から持つて来た御神体は、五位神社の先の蔵之町へ行く道の角に、祠を建て、そこに安置し、毎年角力、馬駆け、踊りなど賑やかな祭りがあつた。その後、いつ頃から現在の所に移つた。そこは蔵之町の部落有地で小さい祠がある。毎年春四月この祠の前で花見をする。

第八節 その他の牧

福山・末吉の両藩牧の他に町内には数多くの牧があったようである。牧に關係あると思われる小字が多数残っているが、藩牧關係を除いて地区別に拾つてみる。

月野||牧元・志柄牧・新牧・馬込・牧原・牧原坂・上牧原・下牧原・牧ノ山・上牧山・牧ノ田・下牧・上牧・下牧（下牧は二ヶ所ある）・外戸下・牧内・牧ノ上谷

外戸は牧堀と道路の交差する所で、馬が出ないよう戸を開閉するようになっていた所である。

牧元は市柴の上の台地、志柄牧は志柄の北西、新牧と馬込は投谷神社の東、里脇から見て川向うの台地である。牧原は持留・岡元線の途中の北側、牧ノ山は川久保の南、牧ノ田は藤ヶ峯の東、上牧・下牧は青松段の東にあり、外戸下は青松段の東南にある。もう一つの下牧は出水平字・田方字を合わせ二十五町歩といわれ、現在（昭六三）も数戸で放牧している（中留秀夫氏談）。ここは新留公民館の裏手へ上った台地に連なる一角である。

牧内は牧ノ上谷・仮又・仮又平など畜産基地付近の広大な場所ので外戸が二ヶ所（いずれも新留・岩元線の道路脇）あったという。中留秀夫氏は島津どんの牧場と聞いていたというが、藩牧か私領牧か資料はない。

岩川||牧谷・牧・別府牧

牧谷は葛原と沖上の間、牧は久木山と上岡別府の間にある。別府牧は町指定文化財である別府板碑付近の広大な台地にあり、近くに「つぶろが追」がある。「つぶろ山」「うんばがつぐろ」の呼び名は、梶ヶ野、坂元、神牟礼、笠木に残っているが、いずれも牧に近い。姥捨山伝説を想起するが、南九州文化研究会会長の本村秀雄氏は魔馬、死馬を捨てた所で、「馬が円墳」の転化ではないかとのことであつたが、早馬を祀っている例も多く、この説が有力である。別府牧も私領牧か集落牧か、言伝えない。

中之内||荳ヶ迫・外戸口・外戸田・外戸堀・牧・牧ノ

谷・牧内・外戸口迫・手牧ノ窪

荳ヶ迫・外戸口は打込字を含んで梶ヶ野・藤谷線にあり、荳ヶ迫字は東迫部落まで下りている。外戸口の近くに梶ヶ野乙名の稲倉字がある。乙名牧かどうか資料はない。外戸田・外戸堀・牧・牧ノ谷は笠木から牧部落への

道路入口から集落まで間に船久保・野首段字などが挟まっている。牧内は牧部落の南西に当たり一谷越えた向うの丘で渡部落の北西にあたる。重久ナミさんの祖父（重信姓）達は夜つなぎといって、夜放馬して朝曳いて帰ったものだったという。外戸口迫は桂から八木塚へ向かう県道の下り坂（俗称俵ころばかし）にかかる右手の北向きの迫であるが桂よりか八木塚よりの台地が牧場とも考えられる。手牧ノ窪は梶ケ野の西原段にある蛇の神（荒神迫）に隣る所である。

恒吉||牧・小牧

恒吉の野町から東に見える山が牧である。又野町の東南に小牧がある。

須田木||外戸口

上須田木の福山町境にあり、国師と隣接する。

これらの他、月野に牛牧字があり、梶ケ野には牛牧と呼んでいる所がある。梶ケ野の牛牧は間手ケ峯字と高尾迫字の間で、明治頃から有名になった梶ケ野牛（畜産の項参照）の牧場は稲干段字で別の場所である。

これらの牧は、資料や言い伝えなどほとんどないので、分からないが、大半が集落の牧場ではなかったかと

思われる。私領に馬牧を置くものが多かったとあるから私領牧について調査したが不明であった。なお私領牧には牛牧の制はなかったと県史にある。

民間の畜牛馬に対しては寛永十二年、牛馬改を行い、牛馬札を交付し、無札の牛馬を没収することとし、牛馬札の制度は引続き行われ、牛馬出銀も行われた。馬場文書に「郡見廻 牛馬役兼務 馬場清八」というのがあり。

第八章 宗 教

第一節 宗門手札改帳

宗門手札改めは、当時切支丹、一向宗の禁制について行われた宗門の戸口調査で、一面、戸籍の意味も持っていた。

『県史』に「宗門手札の制度を布いたのは、寛永十二年で、その後同十六年以降数年を隔てて、前後おそらくは二十数回の手札改を行なっている」とある。

須田農夫雄氏所蔵の「宗門手札御改帳写」は嘉永五年五月の日付である、次にその全文を掲げる。

宗門手札御改帳写（嘉永五子五月）

右札面通書取渡依願ニ御改元書抜相渡候事

一当年七拾貳歳

川上筑後殿内

真言宗

古川助太郎

一当 六拾九歳

川上筑後殿内

真言宗

古川助太郎

一当 四拾六歳

川上筑後殿内 妻
古川助太郎嫡子

真言宗 古川仙之助

川上筑後殿内古川助太郎嫡子

一当 三拾七歳

真言宗 古川仙之助 妻

川上筑後殿内古川助太郎嫡子

古川仙之助嫡子

真言宗 古川 藤甫

川上筑後殿内古河助太郎四男

一当 三拾七歳

古川休太郎

川上筑後内古河助太郎四男

一当 三拾七歳

真言宗 古川休太郎 妻

川上筑後殿内古川助太郎四男

一当 九歳

真言宗 古川休太郎嫡子

真言宗 古川藤太郎

川上筑後殿内

一当 三拾五歳

真言宗 古川助太郎娘 まつ

合家内拾人

内 男六人
女四人

一当 六拾六歳

川上筑後殿内

真言宗 篠原 源助

一当 七拾七歳

川上筑後殿内

真言宗 篠原 源助 妻

女 式人

老人 生子

一当 四拾歳

川上筑後殿内篠原源助

右同嫡子 篠原けさ太郎

一当 五拾七歳

川上筑後殿内

真言宗 篠原清右衛門

一当 三拾七歳

川上筑後殿内篠原源助

右同嫡子 篠原敏太郎妻

一当 六拾三歳

川上筑後殿内 篠原清右衛門 妻

一当 八歳

川上筑後殿内篠原源助嫡子 篠原けさ太郎嫡子 右同 篠原助左衛門

一当 四拾式歳

川上筑後殿内 篠原金太郎 右同

一当 五歳

川上筑後殿内篠原源助嫡子 篠原袈裟太郎 右同二男篠原 七郎

一当 拾歳

川上筑後殿内篠原清右衛門嫡子 篠原金太郎嫡子 右同 篠原金太郎

一当 三歳

川上筑後殿内篠原源助嫡子 篠原けさ太郎三男 右同 篠原 金助

一当 九歳

川上筑後殿内篠原清右衛門嫡子 篠原金太郎嫡子 右同 きん 鶴

右三男己札御改後出生新品右袈裟太郎母〇は右妻ニ而
李別糸無御座候付斯札〇〇付度〇〇〇

一当 三拾六歳

川上筑後殿内篠原源助二男 右同 篠原清右衛門

一当 三歳

川上筑後殿内篠原清右衛門 娘

安政三年辰 正月中札ニ相成候

一生子

川上筑後殿内篠原敏太郎四男 篠原 助市

一当 式拾三歳

川上筑後殿内 袈 裟 松 右同

合九人

内男 六人

一当 七歳

川上筑後殿内篠原清右衛門 娘 右同 は ル え

一当 七歳	一当 拾三歳	一当 拾八歳	一当 三拾七歳	一当 四拾七歳	一当 三拾五歳	一当 五拾六歳	一当 拾三歳	川上筑後殿内篠原清右衛門 五男	川上筑後殿内篠原清右衛門 五男
家内六人	家内九人	家内九人	家内九人	家内九人	家内九人	家内九人	家内九人	内男 四人	内男 四人
女 六人	女 六人	女 六人	女 六人	女 六人	女 六人	女 六人	女 六人	女 六人	女 六人
川上筑後殿内篠原助右衛門 右同	川上筑後殿内篠原助右衛門 右同	川上筑後殿内篠原助右衛門 右同	川上筑後殿内篠原助右衛門 右同	川上筑後殿内篠原助右衛門 右同	川上筑後殿内篠原助右衛門 右同	川上筑後殿内篠原助右衛門 右同	川上筑後殿内篠原助右衛門 右同	川上筑後殿内篠原助右衛門 右同	川上筑後殿内篠原助右衛門 右同
け	い	は	ま	妻	養子	精松 清○	精松 清○	精松 清○	精松 清○
さ	そ	ま	妻	妻	精松 清○	精松 清○	精松 清○	精松 清○	精松 清○
一当 四拾歳	一当 六拾三歳	一当 拾九歳	一当 二拾五歳	一当 八歳	一当 拾歳	一当 三拾歳	一当 三拾六歳	一当 三拾六歳	一当 三拾六歳
家内七人	家内七人	家内七人	家内七人	家内七人	家内七人	家内七人	家内七人	家内七人	家内七人
内男 三人	内男 三人	内男 三人	内男 三人	内男 三人	内男 三人	内男 三人	内男 三人	内男 三人	内男 三人
女 四人	女 四人	女 四人	女 四人	女 四人	女 四人	女 四人	女 四人	女 四人	女 四人
川上筑後殿内	川上筑後殿内	川上筑後殿内	川上筑後殿内	川上筑後殿内	川上筑後殿内	川上筑後殿内	川上筑後殿内	川上筑後殿内	川上筑後殿内
真言宗	真言宗	真言宗	真言宗	真言宗	真言宗	真言宗	真言宗	真言宗	真言宗
前田 仲八	前田 仲八	前田 仲八	前田 仲八	前田 仲八	前田 仲八	前田 仲八	前田 仲八	前田 仲八	前田 仲八

男	一当 三拾九歳	右同	山下郷右衛門
	一当 九歳	山下郷右衛門養子	
男	メ 家内 二人	右同	山下市太郎
	一当 三拾七歳	禪宗	山口郷左衛門
一当	三拾五歳	右同	山口郷左衛門二弟
	一当 三拾三歳	山口金太郎	
一当	三拾七歳	右同	山口郷左衛門三弟
	一当 三拾七歳	山口三右衛門	
一当	七歳	禪宗	山口郷左衛門三弟嫡子
	一当 拾貳歳	山口郷左衛門嫡子	妻
一当	三拾貳歳	右同	山口郷左衛門嫡子
	一当 三拾九歳	山口五左衛門四弟	
メ 家内 八人	右同	山口銀九郎	
	右同	山口与太郎	
内男 五人	右同	山口郷左衛門妹	
	亀		

女 三人

このような書式で各家の家族の名が連ねてある。なお、この改帳について通達書があるので次に掲げる。

此節宗門手札御改に付いては出入等有之管候に付各支配中之内出入人生子死人等間違無之趣念入取しらべ帳面取仕立来月十五日限無延引可被致持参候然死人之儀は何月何日死之訳相記可被申出此段申達候以上
但順に可被留置候
川上東馬役人

正月廿八日

須賀佐兵衛

末吉 岩川村居住 古川仙之助殿

恒吉 大谷口村居住 篠原七郎殿

末吉町居住 野呂庄八殿

なお、このほか手札申請などの証文もある。

第二節 恒吉の寺院

祈願所吉祥院ハ麓ニ在リ、真言宗大乘院末流ノ寺号惣福寺 山号松尾山 院号吉祥院ニシテ、創立年代不詳、二十

四代ニ至リ、慶応四年四月廃止ニ属セリ、寺領高一石アリシト言フ。

徳泉寺

菩提所徳泉寺ハ麓ニ在リ、禪宗福昌寺末流ニシテ、山号安居山、寺号徳泉寺ト言フ。開基之由緒年号不詳、往古開山賢和尚ヨリ曷了迄十八代ニ至リ、明治三年十月廃止ニ属セリ。寺領高一石アリシト言フ（勝目文書）。

初版ではこの寺は元村役場、元家畜保健所のあった所と聞いた。寺付属の墓地は道路を越した真向いにあり、勝目家墓地などもここにあるが、三国名勝図会には徳泉寺は地頭館の北三町、惣福寺は地頭館の北一町許とある。距離から推測すると元家畜保健所の所にあったのは惣福寺で、徳泉寺は現在の徳泉寺の所にあったのではないかと思われる。

この墓地には寺山地頭や、肥後権之丞一族の墓もある。

第三節 一向宗禁制

一向宗というのは、現在の浄土真宗のことである。真宗といえは、西本願寺系、東本願寺系その他の別はあ

ても、この地方では仏教といえほとんどこの真宗である。しかしこれほどの真宗も徳川時代島津藩ではまことに厳しく禁制されていた。その時代では真宗を一向宗と言った。

島津藩で一向宗の禁じられたのは、はっきりわからないが、永禄のころからといわれ、関ヶ原役後取締の掟が整備された。幕府が切支丹禁制を厳しくするにつれ、島津藩では切支丹禁制と共に一向宗禁制を揭示することが多くなった。寛永九年九月八日付家久袖判の覚に、一向宗、南蛮宗はいよいよ禁制を守って、もしわかれれば嚴重に罰するといっている。これと同時にしばしば宗門改が行われ、寛永九年の改では、日向高原その他諸所に門徒の衆中や百姓が処分を受けた。その後宗門手札の制度が行われたが、これは木札に名前宗旨等を書いて、領内土民に渡し、札改は通常五年に一回行った。こうして一向宗本尊の出た郷土は、知行を召し揚げられ寺入りとなり、百姓等は財産を没収し、これを神社の修理料に充てた。この後もいろいろな禁令が出て厳重であったが、明暦元年には宗体奉行を初めて置いて、宗門取締りをした。しかし門徒検挙は絶えなかった。万治四年には財部、中郷、福山等の衆中（郷土）で一向宗に入って、士

籍を取上げられ、あるいは家屋敷を没収された者もあった。またこれらの嫌疑を受けたものは、大変残酷な拷問にかけられた。割木を三本やぐらをかいて、その上に正座させ、その上膝の内側にも割木をはさみ、そして更に膝の上に重石を載せて苦しめた。女の場合は棕櫚綱を股に引きずらして白状を強いたという。

これだけ厳しく禁じられた一向宗であったが、実際は根強く一般に信仰されていた。その一向宗布教はどのように行われていたか、その状況を見ると、各部落に古老の番役がおり、番役は如来を祀る組合仏壇のある内寺を管理し、信仰上大きな権威をもっていた。そして一向宗の行事はすべて隠密に行われた。礼拝や説教の集会は、土蔵の二階や山中の洞穴等を利用し、特に暗夜や風雨の強い晩に行ったといわれる。更に集会の際には、町の要所や村はずれに二才^{にせ}（青年）の番人を置き、藩吏を見たような時は、すぐ集会場の場所に急報させた。漁村では洋上に出て、漁船の帆柱に本尊を掲げて、大声で正信偈等を誦した。

毎年十一月二十一日から二十八日までの報恩講も、門徒は特別の注意を払って、密かに勤めた。この時季になると、藩吏は一層厳重に問者を放って探索をした。問者

はわざと食事時に目ぼしい家を訪ね、精進を守っているかどうかで信仰を判断したので、門徒の方でも殊更に魚類を食膳に載せ、あるいは塵捨場に魚の骨を捨てたりしたといわれる。

講は各部落を統合する門徒の団体で各所にあった。文化から天保頃には、仏飯講、煙草講、椎茸講、御鏡講、開明講、一乗講、灯明講、真影講、冥加講等の講社が結ばれた。初め講社は各地の産物を本山に寄進したが、藩の取締が厳密になるようになってからは、現品送納をやめて、代金銀にして講頭、番役などが京に上って納めた。

こうした厳しい禁令の中から門徒は領外へ連絡するようになった。曾於、肝付方面では、日向南那珂郡福島村の西本願寺派正国寺に、内之浦、串良、志布志、岩川、末吉、松山、月野、市成等の門徒が参詣して仏法を聞いたという。陸路は夏井番所があり、通過出来なかったの、染物屋になったり、福島村の神社で行われる火の舞を見物するといった通過した。そのため正国寺附近は紺屋が繁昌したという。海路は志布志から福島村字松津に渡ったが、そこに案内者がいた。本山への納金や本尊申請も正国寺が取次いだのである。

一向宗の迫害が烈しいので、福島に行ったきり向こうに居ついた人もいた。こうした経路、その他種々の方法で脱出した門徒は、更に上方に赴き、本山に参詣し、本尊、聖經類を受下げたのであった。

一向宗禁制の原因については、種々伝えられている。

豊臣秀吉が薩摩国を攻めた時、本願寺が秀吉に便宜を与え、獅子島の一向宗徒が近道を教えたので、島津氏が怒ったという説、また、島津氏に叛いた伊集院幸侃が一向宗信者であったという説、福昌寺開山石屋真梁が両皇統御合体に勲功があったので、後小松天皇から石屋に対し、一向宗禁制を勅許されたという話、日新菩薩記のこと、その他種々ある。

一向宗を法華宗、切支丹と共に父母を軽んじ、神仏を疎んずるものとした、宝永七年幕府巡見使への答書、あるいは安永七年宿坊源寿院より一向宗禁制の由緒問合せに対し、東郷喜三次の答書に、国許の一向宗は上方筋の宗旨に相違し、新宗といい、邪法らしく障礙を為し、同宗の親しみ強く徒党を結び、君臣の礼を背き、父子の分なく、無作法にて仇をなす事もあり、代々これを禁制している」と述べている。ここで領内の一向宗が上方の一向宗と違うというのは、一向宗禁制が幕府の制令ではな

く、他藩ではあまりないことであるから、かく附加えられたのであろう。領内の門徒に特異な点があるとすれば、それはむしろ禁制の結果生じたのであろう。また地考論には一向宗は農暇を費し、過分の出銭出米をするので、百姓疲弊の基をなすといつて、その根絶することを主張している。

一向宗禁制については、こうして色々伝えられているが、秀吉案内説、伊集院幸侃説は一向宗禁制より後のことであるし、石屋のことは到底信じられないことである。そのころ一向宗徒は、本願寺との関係で教義を第一義とする立前にあったので、領主権力に抵触することも多かった。島津氏だけでなく、後には各地で禁制されたことから考えると、或は農耕の妨げとなるといい、道義上、政教上悖戾するというのは事実であつたろうが、ほんとうはこの勢力の拡張をそのまま放置しておけば、かの諸侯を苦しめた一向一揆にまで発展するおそれが十分あると思われていたのだ。一方これを裏づけるような北原氏の一向宗信徒との結合による一揆的反抗を見る憂もあつた。この一向宗禁止制度が、基督教の公儀法度になつてから、これと併せて勵行され、藩の権力維持のため特殊な観念的支柱となり、藩としては重要な政策の一つ

であったのだ。

かくれ念仏

月野では香華講、御鏡講などがある。この中香華講が多い。

岩元部落の上の野久尾というところには、掘立家に大柱をたて、その大柱の中をくじって、中に仏様を入れておいて拝んだ。

また一向宗信者はこの辺りでもよく福島に行った。福島は藩（秋月）が違うので、一向宗も自由であった。福島へいくには八郎ヶ野の関所を越えなければならなかったが、この関所は志布志から、手に負えぬ荒い村人を廻していたので、関所越えに難儀して、夜中に山越えをして行ったという（岩元弥兵衛氏談）。

藤ヶ峯から伊屋松にかけては、信仰の固い人たちがいた。藤ヶ峯門の熊助は現在藤ヶ峯部落の藤本国則の曾祖父にあたる人であるが、一向宗仏様を拜んでいるということが発覚して、伊屋松の北新留門の仲次郎と共に志布志の番所に連れていかれた。そして膝に割木をのせ、その上に石をのせて拷問された。そこで拷問にたえかねて仲次郎が「熊助兄、仏様をもう出そうや」といったが、



藤ヶ峯かくれ洞穴

熊助は「今がきばい時ぢゃきばれ」というので、とうとう二人でがまんし通したという話が残っている。

藤ヶ峯で仏様を拜む時は、見張人を部落の上の方と、川久保の入口に置いた。仏様を拜む所は、道路の側に藤本国則の住家があるが、その屋敷内の白砂の所にある。穴は入口はさほど大きくないが、四尺くらい奥に入って、左に約六尺くらい曲り、更に右折してそこが広間になっている。およそ六尺に十尺くらいの広さである。

かくれ仏教の穴としては完全で、よく出来ている。ただ現在は奥の室にすぐ通ずるように手前から穴が掘り広げているが、これはもちろん最近の仕業である。当時はここは旧道から這入った所にある。熊助は明治三十年二

月十七日、八十一歳で亡くなった。

伊屋松で一向宗の熱心な信者に北新留門の仲右衛門（墓石には藤市とある）がいた。仲右衛門はその子の仲次郎と共にたびたび検挙を受けた。

仲右衛門は生れは谷山であったが、一向宗でいづらくなって鹿児島へ出て仏様を拜んでいた。しかし鹿児島はなかなか取締りがやかましいので、月野藤ヶ峯に移って来た。その後、伊屋松の松ヶ迫門に子供がいなかったので、仲右衛門の子仲次郎を養子にもらうことになり、仲次郎と共に仲右衛門も松ヶ迫門に入った。ここで仲次郎の子計佐吉（明治十六年）が生まれた。

仲右衛門は計佐吉の二歳の時亡くなったので、明治十七年にあたる。仲右衛門、仲次郎親子は熱心な一向宗信者であった。仏様を拜んだことが発覚すると、もうこれからは決して仏様は拝みませんという約定を入れてそれに血判することになっていた。この血判も二度まではことわりすむが、三度目はもう許されないので、志布志の番所へ連れて行かれるのである。仏様をお上にとどけると、後はすぐ宮崎県からとりよせていた。向うは当時一向宗は自由であった。こうして仲次郎も二度迄は許されたが、三度目はとうとう志布志へ御用になった。その時

仲右衛門の娘が久保崎へ嫁入りしていたが、その婿が見送っていくことになった。仲次郎は焼酎を飲んでいった。「志布志では仏様を拜んだ筈だ、持って居るだろう」と烈しく追及されたが、「私の持っていたのはお上に差出したからでない、仏心は二心があつてはならない、一心に拝まねばならないから他に仏様は持たない、私がもしももう一つ持っていた時は、首を渡す」と言い張ったという。そこで娘婿は「そんなこと言うとなんか大事なことだ」というと「あのくらい言わねばいかん」と言った。やがて同心たちはしばらく待てと言って、奥の方で協議していたが、後「帰ってもいい」ということであつたという。

また、ある時再三の手入れで、一向宗が発覚したので、一家七人夜中に霧島へ逃散して行つた。霧島では日傭仕事をしていた。向うの人たちがあなた方は何かわけがありそうだし仕事の仕口も違っているといつもいったそうだが、農業を失敗して逃げて来たのだと返事していた。こうして一家七人は霧島にかくれていたが、いつかまた同心の探索を受けることになった。一家は、それぞれ藪の中などにかくれて行つたが、母親は子供が泣くのでかくれてもすぐわかるのでかくれず子を抱いたまま道で喰わぬ顔で歩いて同心たちと行ききつた。しかし同

心は普通の土地の人と思つたらしく、何事もなかった。これを見た爺さんは何でもないかも知れぬと思つて出て行つたら、そこに同心がいてすぐつかまつてしまった。そこで一家は伊屋松へ送り返されることになった。霧島で一家が作つた農作物をありのままに言つたが、いいか悪いか大いに迷つたが、思いきつて米や粟のあり高を申出、ただ里芋だけを言わずにおいた。後日、霧島の作物をとりに来いということになったが、その時申し出をした米粟はあつたが里芋はなかつたという。

仲右衛門、仲次郎の後裔は、計佐吉で永い間、香華講の講長を勤めていた。

恒吉村小山の福丸義兼の曾祖父蔵右エ門は番役であつたが、安政五年信者であることが露見しかけたので妻のカメツルにも告げず、大風雨の夜都城の向こうの西岳に逃げ、炭焼をしながら本尊を奉じていた。この時炭床の伊右エ門も後を追つて西岳へ走つた。一方、家に残された妻のカメツルは夫の行方について調べられ、厳寒の旧二月全裸にされ梅の木に逆さ吊りにされたが白状しなかつた。

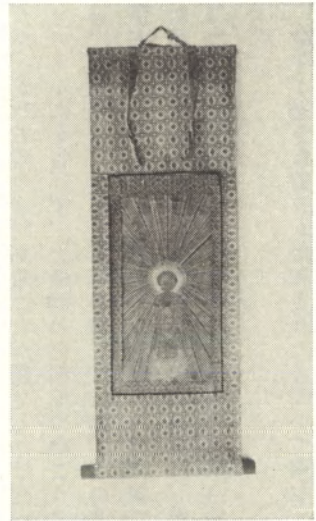
数年が過ぎ取締りも緩和されたと聞いて蔵右エ門は伊

右エ門と密かに帰つて来たが、探知され二人一緒に捕えられ割木責めを受けた。立つこともできぬ有様となり、蔵右エ門は最期のせまつたことを感じ「南無阿弥陀仏」を唱えながら慶応二年十一月往生した。伊右エ門も責苦が原因で同年十二月死亡した(金剛寺誌より)。

坂元の皆越、野村一夫氏旧宅地の裏山に、現在は崩れているが、横穴を掘り、奥に竿竹をのぼしても届かないくらいの縦穴があつて、ここで講をしていたという。さらに講の場所から東の田圃へ抜け穴が続き、途中に天窓もあつたそうである。

講の時は、四か所に二人ずつ見張りを立てたという。お番役の岩下清次郎は、ある日取調べがあつたので、逃げたけれども、かわりに妻のキヨが鹿兒島へ連れていかれた。裸にされ、割れ木に座らされ、「一向宗の信者と云え」とか、「清次郎を逃がしたろう」とか、拷問を受けたが、キヨはただ頭を横に振るばかりだったという。

キヨが死んだので引取りに来るよう連絡があり、親族が引き取りに行つたら、キヨは虫の息だったので、急ぎ十四里の道を家まで運び、ようやく蘇生した。しかし生涯、これが原因で手が不自由であつた(市吉アサ氏談)。



偽の如來像（有村晃氏藏）

梶ヶ野の八木熊助、鶴田新兵衛も割れ木に座らされ、ひき臼を膝にのせられ、拷問を受けたが、仏様を拝んだとは言わなかったという（川辺熊右衛門氏談）。

飛佐の有村晃氏宅には宗徒であることが発覚したら偽の如來の掛軸（二五cm×七〇cm）を出すよう準備してあった。裏に「本願寺釈明如印 方便法身尊形 願主釈寿保」とある。飛佐英二氏の旧宅は床の間が二重になっており、裏の床の間に御本尊が掛けてあったという。

一向宗取締りが厳しくて、西目（薩摩半島）方面から移り住んだ人たちもいる。

坂元の西豊彦氏の曾祖父、助右衛門（嘉永四年没）は取締りが厳しかったので、西目（市来方面）から金仏様を持って梶ヶ野の奥の東迫に移り住んだ。その後も取締

りが厳しく裏山に金仏様を埋めたという。

安莊金左衛門一族も一向宗禁制に関連して川内から月野の青松段に移り住んだ。一族とは金左衛門の二男の小牟田と、小牟田の二男豊饒、安莊二家族で、四家族力を合わせ青松段を開墾した。なお金左衛門の子、実義は中学造士館騒動に巻き込まれた一人である。

月野の下岡に、吉田貞兵衛の墓が旧墓跡に建てられている。これは後世一族が発企して昭和三十三年建立したものであるが墓碑の内容を簡記する（吉田貞兵衛之墓天保八年往生とある。）。

吉田貞兵衛（後名吉衛門）は文政年間、薩藩勘定奉行であったが、藩では一向宗を禁止していた。貞兵衛は一向宗信者でひそかに崇拜していたため、薩摩に留まることができず、串間高松に逃がれ農業に従事した。その後、二男を高松に残し、長男を連れ月野に移住したが御絵像と教本は高松に置いたままであったものと思われ、その一部は金次郎の子孫が持っている。

一向宗取締りの厳しさに耐えかねて寛政十年（一七九八）には、日向諸県郡の領民二八〇〇人が飢肥藩へ逃亡する事件も起こったが、百姓の逃亡が起こると藩の経済に響くので、天保のころには取締りに若干の手心を加え

ている。

敵しい取締りの中で、数多くの信者達は前述の藤ヶ峯、皆越の他、実に多くのかくれ念仏や場所をつくっている。

北地区では、皆越以外に佐敷（榎並甫氏旧宅地の下手）大桶平、城ヶ尾（通称アメ屋筋の宅地跡）、段坂元（太良木富夫氏宅地内Ⅱ和順講）、馬場山（永山彪善氏旧宅地上）、赤松段（萩原幸夫氏宅付近）など見付かった。

恒吉地区は中須田木（滝ヶ平時信氏宅より水路を上る二百mくらい）にある。柳原（橋元直氏旧宅地の山林中）は「かんのんがま」と呼ばれ御鏡講のものである。

上長江の長江義盛氏宅の裏山にもがまがあった。その下の田圃に大きな丘があるが、その下（島の元という）には阿弥陀堂があったという。

飛佐の飛佐英二氏宅裏の田圃を三百mほど上り、右手へ折れた突当りの自然にえぐれた洞穴も利用して拝んでいた。

市柴に月野一番地があり、ここ、白浜静雄氏宅地の裏山に入口だけ壊されているが、かくれ念仏の穴が残っている。シラスに横穴を掘り、一見、道具置場であるが、この入口近くに横に一人通れるくらいの抜穴を掘り、

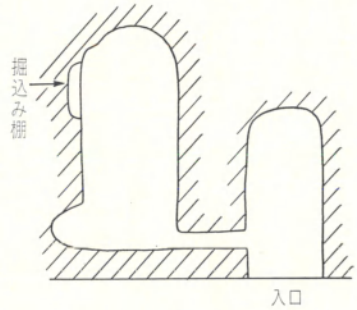


市柴如来像

そこから直角に奥へ幅四mくらいの横穴を最初の穴と並列する形で十mくらい掘り進み、奥に仏像を安置する棚が掘り込まれている。仏像は光背まで高さ十九cmくらいの木恵りであるが、日常は竹筒に入れて隠していたという。

志柄の東側、志布志線（廃止）を越えた所に旧墓地跡があり、観音の壕（ぼろ）といっていたが、ここもかくれ念仏の洞穴である。

新留公民館から中留秀夫氏宅へ行く坂道の百mくらいの左下竹藪にもシラス洞穴がありここでも拝んでいた。そこから五十mくらい上る左側に寺跡があるが、名称は不明である。



市柴の洞穴

川床一〇〇七番地春口義治氏宅の前の杉山の斜面に一部崩れているが、人が通れるくらいの穴が両側から掘っており、中で一つに合わさって八畳くらいの広間があったというが、ここもかくれ念仏の洞穴で、東仲兵衛などが使用していたという。二つの穴は一方から踏み込まれた時、他方から逃げるためのものであろう。

新城の戦で、戦死者の首が落ちたといわれる生木迫谷のずっと谷頭の方に、更に横に入った迫にもかくれ洞穴があるが、この洞穴で仏の行事を行っていた。また、この洞穴は西南の役の時、部落の人々はここに集まってくれたという（渡辺勇氏が古老より聞いた話）。

平原から志布志県道へ出る道路のカーブの所から真直

ぐな山路の跡がみえる。平原忍氏宅の上になるが、その山路のつき当たりに阿弥陀堂があったという。山路の中に横穴があり、そこがかくれ念仏の跡というが、もう崩れている（平原忍氏談）。

以上、今まで探したものから考えても、信者数からみて麓から離れた集落では、ほとんどの所が、かくれ念仏の場所を確保していたことは想像に難くない。

なお前記の例は、廃仏毀釈に伴う例もあると思われるが判別できないので、一緒に記す。

両 度 講

牧部落に木彫りの如来像（高さ本体二四cm）と経典などがあるが、その中に文明六年（一四七四）と明応七年（一四九四）の文書がある。この講が牧に続いていたことになる」と相当に古い講である。

明応七年の講に対する心得を論じたものである。

「抑毎月両度ノ寄合ノ由来ハナニノタメトイフニサラニ他ノコトニアラズ自身ノ往生極楽ノ信心獲得ノタメナルカニヘナリ……コトニ近年ハイツクニモ寄合ノトキハタタ酒飯茶ナントハカリニテミナミナ退散セリ」これは仏法の本意ではないので今後信心讃嘆こそ必要である。一

心に阿弥陀如来に帰命して毎月の寄合も報恩謝徳のためと心得るようと結び、「明応七年二月廿五日書之 毎月兩度講衆中へ 八十四歳」と記してある（吉留員夫氏提供）。

講は本来の目的である信仰とレクリエーション的性格もあったのであるが、このような平和な時代も一向宗禁制以後苦難の途をたどることとなる。

牧部落公民館の右手前に竹山がある。崖になっており、一〇mくらい下った所にかくれ念仏の洞穴があった。椎の木が倒れて洞穴を崩している。

外戸下（外戸田字付近）に見張りを置いて拝むものであったが、ある時これが露見し、稲留均氏の曾祖父が調



牧兩度講の如来像

べられた。仏像をどこに隠したかと問いつめられたが、洞穴にあるというを取り上げられるので、福島に頼んであるとうそをついた。役人が彼を縛って馬に乗せ福島まで案内させようとしたので、馬曳ぎに夜になるくらい頃、川のある辺りを通るようにして呉れと頼んだ。夜になって川に来た時、彼は縛られたまま川に落ちて逃げたが、その後は隠れ住んだという（重久ナミ氏談）。

現在は兩度講とは言っていないが、親様はお番役の家にあり、元日と一月十五日には鏡餅と米一升を講衆は親様に供えるもので、元日の分は七日に講衆が寄った時半分返すものであった。十五日の分も半分返した。その後五百円と米一升になった。

毎月の「おたいやおんび」（お逮夜―初七日の前夜）にははら貝を吹いて知らせるものであった。また踊り鐘で知らせることもあった。また葬儀の時は親様を必ず持つて行ったが、部落で祭壇も備えていた。

講の範囲は末吉の高松、岩北、白毛あたりからも来たというが、今は梅井二戸、田尻二戸、馬渡二戸が門徒である。

昭和五十九年お番役であった重久茂が亡くなり、親様は未亡人の重久クニエが守っている。この親様は廃仏毀

積の時は梅北にあずけていたという。

この講の他に観音講を十一月二十三日、持廻りでやっていたが、座元が餅をついて花餅を配ったものである。

伊勢講も昭和初期までであった。藁麦切りをしたり、鯛の吸物と豆腐くらいであった。これは十月か十一月の頃、新築したり分家した所では必ずしたものである（重久クニエ、重久ツルエ、吉留員夫の三氏談）。

香 華 講

香華講は九州香華講といい、浄土真宗西本願寺の直属である。南北に分かれ、北は福山、恒吉、岩川方面、南は市成、百引、鹿屋、串良、大崎、野方方面である。高隈と牛根もあったが、これは桜島爆発以後脱会した。昭和二十三年ごろ、北が十八部落、南が二五部落もあり、また県内では鹿児島郡、川辺郡、揖宿郡にも香華講があった。しかし時代と共に次第に減少して昭和六十二年現在、福山町牧之原、新原と大隅町伊屋松の範囲となった。

三地区から出ている世話係で、講長、副講長、担当者、会計を決め、地区に一名宛のお番役も決めている。一月九日から十五日にかけて報恩講を行い、二月二十八

日に物故者法要と役員改選をしているが、月野の藤ヶ峯で一向宗禁止の難に遇った仲次郎の子の藤本計佐吉は昭和五年から継続して講長を勤めたが四十年に亡くなり、その後を須田木の乙河内市助が講長となった（国師善実氏談）。

和 順 講

坂元では和順講が続いている。以前は、中坂元、段坂元、東坂元、立馬、下坂元にまたがり、三百戸くらいあったが、坂元にお寺ができてから二百戸くらい抜けた。

この講は当初西本願寺に属していたが、御尊像の裏に押す印判を西本願寺に下付の願いをして許可にならず、東本願寺に願出たら心よく許可になったので、それ以来、東本願寺の系統となった。昔は京都の東本願寺へ上って献上金を納めたが、今は鹿児島島の別院に納めている。

六十二年現在、十二戸となっており、報恩講には別院から来て貰ったりする。お番役のお経の節廻しは本願寺の節廻しとは違っているが、一向宗禁制時代からお互いの間で伝えられてきたものがそうになってしまったのであらうと言っている（泊恵氏談）。

薩州内場仏飯講

内場仏飯講は当地方の一向宗としては、一番大きな講であるが、この講は三組にわかれている。一番組は西諸県郡野尻から、高城有水方面まで、二番組は山之口、三股、梅北、末吉の一部、三番組は深川、梶ヶ野、上坂元、新坂元、平野、新原を経て牛根境方面まで。この一番、二番、三番各組にはそれぞれ仏様が安置され、仏徒



薩州内場仏飯講

は平生これを拝むのであるが、この三つの組を一つにした総会というような講も、毎年各番組一年持ち廻りで行われ、この合同の仏様は四幅様で親鸞の一代記を描いたものである。これとは別に、各組を通じた御講が三年目に回って来るのである。

これら三つの組では、毎年二月頃にお献上くくりと言って、本山に納めるお献上金を集め、これを希望者による永代経献上金を集めて、三月は彼岸頃、京都の本山へ上る。これは現在でも行われている。この中本山のぼりの人は、帰郷してから、先にお献上くくりをした所を回ることになっている。

一向宗は江戸時代禁制であったが、それをおして信仰したので、信者は迫害を受け、幾度か法難を受けた。三番組の御講総代徳牟礼門直右衛門（末吉町新原の人）は天保十二年都城に捕えられ、翌年四月二十三日切腹した。その霊を慰める碑が末吉町新原の国道沿いに建っている。一番組でも法難者の慰霊碑が野尻村に、二番組では同じく法難者の慰霊碑が三股町蓼池に建っている。

内場仏飯講はその後三つの組を合同しようという機運が起こり、昭和三十六年八月二十三日、合同総会を三股今市の公会堂で開いた。

六十三年現在、講長は三股上米寺の福田重雄で、町内関係は三番組の浦川内寺と梶ヶ野寺の二寺である。

御鏡講

柳原に現在（昭63）も御鏡講がある。高尾寺の門徒で二十三日くらいで、秋の彼岸と盆など実施しており、番役は廻り番である。

第四節 岩屋観音

岩屋観音は月野村久保崎の岩屋の内にある。ここは霊地で、久保崎の人家を三町ばかり離れた高い絶壁の下に岩窟がある。岩屋の広さは、縦横とも三間余で、入口の高さ八尺以上、岩屋の上三、四間の所に「サ南無正観音菩薩 行仙書」と刻み、その少し下に「サ靈岩山仙遊寺令菓叟」、更にその下に雲龍を彫刻し、雲龍の上に「為行」、雲龍の前に矛と「行仙坊」の文字が刻まれている。

岩屋の右脇に二間ばかりの堅石があり、それに「于時文明十八白丙午二月彼岸日」と記してある。また左の傍に二間ばかりの斜めに立てた石がある。「サ奉参籠秘



小僧都行仙（岩屋観音）

密観音経二世祈攸右者信心某於此堂場一世此経為行二世安樂故也元禄十三辰九月吉日行仙坊大施主孫兵衛」と刻んでいる。その傍に石塔一基小僧都行仙と記したのが立っている。行仙坊という人は山伏で、修験道修業のため、この所に参籠したことを後代に残すために銘刻したものと思われる。怪岩がそそりたち、樹木が生い茂り、また溪水の響も聞えて、霊地にふさわしい所である。

通常岩屋観音と呼ばれているが、靈岩山仙遊寺のあった所である。岩屋観音はいつ頃からあったのか、誰が勧請したかも詳かでない。

文明の頃は日向国救仁院志布志郷梶野村と称して、大守島津九代忠国大岳公の治下で、時の地頭は、新納近江

守忠統であつた。

(島津忠宗四男 二代 三代 四代 五代
時久—実久—忠臣—忠治—忠統)

忠統は救仁院志布志帳の松尾城に居城中、長禄二年忠国より飢肥の地を賜り、飢肥に居城したが、なお地頭であつた。後、末吉、財部、救仁郷を賜つたので忠統は再び志布志松尾城に移り、この地を領した。

此の年文明十年、岩屋観音を開基されたものとされている。然し寺院としての格を備えていたか、またここに住んだ僧侶の名も詳でないが、洞窟内に三基の墓碑があり、それから推察すると三代百年位は住僧があつたものと思われる。その後は長いこと継統者はなく、ただ靈地観音堂として存在していたもののようである。

元禄十三年の初頭に、一山伏僧都行仙という僧が来て、ここに参籠し、荒廃した寺院の一字を改築した。そして槻野村条内西久保崎の名頭井々弥兵衛が大施主となつて繁栄した。その時の棟札に次のように記されている。

「元禄十三庚辰六月吉祥日

久保崎名頭井井弥兵衛同孫兵衛

大施主 行仙敬白」

しかし、この棟札は現在ない。

雲龍と矛については、これは修験道修業のためこの堂に参籠し、龍の図の前の矛は、道修得完成を意味し、海山河谷千歳の陰忍修業を経て昇天するという龍形を、観音經一卷毎か、又は座禪修業の法得度の度毎に刻み増し、遂にある時修験道の奥義に達したものと伝えられる。それで彫刻者が為行にでなく、行をなす又は行のためとの意であろう。またその手法によって彫刻者の銘であるかもわからない。行仙坊はこの行のため参籠したことを後世に残すため銘刻したものと思われる。

また雲龍の原図は、当時供華瓶(唐金製)に彫刻してあつた龍図を写したものかも知れない。

行仙坊が亡くなって、前記の斜石前にある奉願碑に小僧都行仙として葬り石塔を立てた。これもまた大施主の建立であろう。その文字書体から行仙の自書ではないように思われるという。

石塔には小僧都行仙と彫られている。是は胎藏界大日如来を表わしているので、行仙は密教僧であつたことが分かる。密教には真言宗、天台宗があるが、行仙がい

ずれの派に属するかはわからない。

行仙が亡くなってからは、村人の参詣ばかりであったか不明であるが、それから百余年を経て、寺院抱地の制度によって、その後代々西久保崎門名頭が祭祀をして、領地三反八畝歩を領主から与えられ、観音堂の維持に努めた。然しその後名子も増えたので、これを割って東久保崎門内にある「荒神寛延元年戊寅十二月造立」「歳之神延享二年乙丑十二月勧請東久保崎門内」「地藏堂寛保三年亥八月造立西久保崎門内」その他稻荷大明神等があったので、名頭の祭祀も大變であり、名子にも祭祀をわけて行わせようとして、門割を行い、名頭は二軒くらいずつを各神の祭祠者としたと伝えている。

正観音の祭祀は西久保崎門内の吉元門に属していたが、名子三代で長患に斃れて、後継者がなく祭祀も出来ないようになった。そこで名頭は東久保崎門から二名の名子谷口と田尻を西久保崎門に送って、祭祀を行った。

しかし現谷口は始めの嫡子系が絶え、従弟川久保谷から養子を迎えた。田尻直次郎のころ、現在の観音堂を再興した吉田智山を迎えた。

明治維新の改革で、廃仏棄釈の令が出、全国の仏教一切が禁ぜられたので、明治四年に当観音堂の尊体並びに

信仰対象の仏具寺伝来の品は、官吏によって探し集められて焼却された。当時からこの岩屋洞窟内入口は、靈域として観音御乳水と称する湧水が滴下し、その垂口は、積年の苔で乳房のようになっていたと伝えられているが、現在はわからなくなっている。また現在の靈岩泉は、昔、乞食のような旅人が穢らわしい衣類を濯いだから、湧水が止まり、現在のところ出口を変えたといわれている。

仙遊寺開基の際か、行仙のいたところか詳かでないが、この御座台石や川向いの石取場にも文字を刻んでであると村人は言い伝えている。

明治初年ごろまであった正観音像は唐金製で二尺五寸ほどであった由、他の一体地藏尊と思われるのは、その形がやや壊れているが、昔の佛を偲ぶように石造彩色が現在も残っている。

明治初年以來はほとんど昔の面影はなく、参詣者はあったが、次第に荒廃し、洞窟前ばかり開放され、供花祭祀のみが行われた。

岩屋の入口の上と、左の元禄十三年の岩に梵字があらが、これは聖観音を表わすもので、当時の御本尊は聖観音であったが、現在の岩屋の御本尊は錫杖を持った石

造の十一面観音である。普通錫杖を持つのは地藏であるが、この独特な姿の十一面観音は、奈良県桜井市の長谷寺の御本尊で長谷寺型観音と称せられるもので、これは観音と地藏の徳を併せ持った慈悲の深さを表わしているといわれる。長谷寺と岩屋観音の関係について筆者は長谷寺に参詣の折、聞いてみたが、地方にある長谷寺型観音については詳しいことはわからないということであった（聖観音の項は税所薫委員）。

明治二十七年日清戦争のころ、僧号大明一円というものが最初は志布志郷伊崎田村鍋某方に寄遇、それから月野村岩元の古藤仙右衛門方に寄遇し、仏壇御室つくりを生業としていた。

吉田一円は元武士で、若いころ素行粗暴のゆえか不如意の事件があり、武士として家に留まることが出来ず、出家を志して京に上り、比叡山延暦寺に入門、後信州善光寺に転じ、約十八年間修業、仏門に帰依し、その後再び京都に帰り、東山の清水寺にもいった。そこから諸国行脚したという。吉田は元出家であるので、久保崎観音堂のことを伝え聞き、古藤に案内されていったところ、いたくこの靈地に心をひかれ、住僧として参籠修業したいということ、久保崎部落に相談して、容認され現在

の参詣地を拡張し、明治二十七年初夏、单身ここに住むことになった。洞窟前に家屋を継ぎ足し、雨戸、障子、襖まで作って、堂守となった。

こうして岩屋観音の堂守となった吉田一円は、昼は仏壇製作に励み、夜は仏法修業につとめた。吉田の製作した仏壇は川久保の川崎繁方、岩元の古藤仙右衛門方に現存し、彫刻、仏像、小品彩色立派なものであるという。伊崎田方面にも残っているという（昭和四四現在）。

こうして久保崎観音の名声はまた高くなり、参詣人も多くなった。吉田の処には指物工見習として孫助というのが弟子になっていたが、孫助は吉田の死後大工になり、後、松山町泰野に居住した。

岩屋の右脇の文明十八年の石の他面に、明治三十年八月に奉大明一円作の地藏尊が刻まれている。その前に無銘墓碑一基があるが、誰のものかわからない。また一段低地の岩壁が西方にあり、庭を拡げて壁面に普賢尊大菩薩 岩本村古藤仙右衛門の文字と像が刻まれている。

次に阿弥陀如来像と宝篋印塔が刻まれ、宝篋印塔には四方梵字の発心門が刻まれている。

次に五輪塔が刻まれ、端に信州善光寺如来と刻まれ、吉田大明一円作とある。

吉田は生前から、拙僧が死んだ後はこの如来像の前に埋葬してもらいたいと言っていたという。それから十八年間修業の地の尊像信州善光寺如来を刻んだ。吉田は風流の趣味もあり、境内南方の岩壁に六枚屏風岩、また境内入口に参洞という岩洞を探して開いたという。この辺りには霊岩泉が湧き出たり、川向うには白糸の滝、賽の河原があり、堂前に座禅の石、少し下って風穴がある。この風穴は元は涼風が音をたて吹いていたが、大正四年に都城電気会社が発電所を建設の時、この風穴の向う口を水路に遮ったため、今は涼風はなく、洞穴のみが不思議な形で残っている。

吉田一円は明治二十九年のころから、「拙僧入寝の日は明年九月十八日である。もし当日健康であれば、大祝をしよう」と布令をした。翌年のその日が来たが健在であったので、当時村内外伝え聞いて参集し、盛大な祭典を催し、オルガン、手風琴など持ちこみ、各地から踊りの奉納などあって、盛会であったという。それから後、毎日数十数百の参詣人があつて賑わった。その後九月十八日は観音祭日として今日に及び、久保崎婦人会では毎年当日観音講を催す例となっている。

明治三十年十二月大晦日になって、不慮のことで吉田一円は死んだ。

歳末に元旦用飾餅を祭祀主田尻直次郎に依頼してあったので、田尻は元旦の朝、その餅をもって、吉田一円を訪ねて呼んで見たが、応答がないので、不思議に思つて、屋内

を窺うと、室内は一面曇障子は血潮に染まり、吉田は顔面その他殴打撲殺されていた。そこで驚愕色を失つて帰り、住民に告げ駐在巡査に急報、医師左近充伝五郎の立会で検死した。事件は物盗と確認され、警察署の活動の結果犯人は串良村の宝来計左吉ということがわかり、串良で逮捕した。宝来の自白によると、就寝中の吉田を測量棒という鉄棒で顔面を殴りつけたところ、苦悶人事不省となつたので、死んだものと誤認し、家屋内外をかき廻したが目ぼしいものもなく、藤籠を負うて逃げようとした。その時、死んだと思つた吉田は正気づき「なんら手向いはしないが、僧はこのままでは死ねないので、思いきつて殺してくれ」というので、宝来は「糞坊主奴」といって頭部耳下に火箸を突きさして殺した。そして逃走した。後、この撲殺に使つた測量棒は附近の山中にあるのを発見されて、証拠品として鹿児島に送った。この事件は裁判の結果、死刑が確定、宝来はなかなかの者であつたらしく許世の一句を残して刑を受けたという。

吉田の遺骨は生前の遺言によつて、阿弥陀像前に埋葬した。当時この計報を知つた吉田の息子は、鹿児島から来村したが、この霊地と又吉田永年の形跡とを知つて、遺骨はそのままこの地に残すこととして、懇ろに葬り、後事を托して歸つたという。

岩屋観音の観音像は、明治初年、廃仏毀釈の時焼却したのであつたが、現在の観音像は、吉田一円が彫刻して開眼

したものといわれる。

吉田一円の死後、境内は次第に荒廃しつつあったが、昭和二十六年夏、洞窟上の大石塊が落下して、生者必滅云々の彫刻の「中諸」の字二字を消して御堂前に止まった。このため参詣者は難渋したので、久保崎部落では話し合って除去に努め、また岩永藤三村長や村内有志の支援によって、境内一般の清掃、参道の修理を行い、九月十八日に復興祭を執行した。それは終戦以来六年、講和調印の記念も兼ねたもので意義を深くした。その時寺印を調製し、南無正観音菩薩の御札、靈岸山観世音安産御守の開眼頒布などをなし、新聞紙上にも広く紹介し、村有志部落一同参列、正心寺住職鳥見碩道の開眼法会、婦人会の手踊りなどあり、数千の村内外参詣者にて終日賑わった。吉田一円の供養も執行された。

以上の記述は中川宗二氏の記録によったが、中川氏はこの史実を「古今華篋」の中から「洗い出し又明治以来の事は、多く大高治助氏より聞き取りし事を記述したるものなり」と後書に記している。なお、中川氏の文章の末尾に次のように記してある。

頭書史実元文是安永丁酉神無月調査脱稿。
元文を又寛政甲寅初秋源政英再撰せり。

景清の観音堂の観音様は新しいもので、明治二十七八年頃、吉田一円が刻んだものであった。本村助次郎（本村当主の伯父）が吉田一円に依頼して造ったのであった。観音様はもと石を何段か積んだのに、十一面観音の顔が彫ってあった。

吉田一円はよく山芋を生でかじって食べていた。御飯を喰べる様子はなかった。本村助次郎の家に一週間泊って造った。

この時いっしょに吉田に造ってもらった木像の阿弥陀如来像が、新穂文行方にある。新穂方ではもと掛絵像であったのを木像にしてみらったのであった（景清の観音堂以下は新穂利助氏談）。

吉田大明一円の身元ははっきりしない。出生地にしても、鹿児島郡吉田村の吉田智山（谷山村生まれともいう）。別書には大阪府豊島郡池田村林口町三千六番地吉田智山（天保十四年十二月四日生）と記しており、また愛媛県生まれとも伝えられている。川辺の磨崖仏を彫った吉田順道は月野にきて吉田大明一円と改名したといわれるが、順道と大明一円が同一人物であるか、はっきりしない（一円の身元は税所黨委員調査）。

第九章 物 語

第一節 肥後權之丞の殉死

島津氏第十六代藩主義久は、晩年は慶長九年から国分新城屋形に居り、慶長十六年正月二十一日に死去した。

七十九歳の高齢であった。この頃、藩主などの死去に際しては、恩を蒙った者が、主君の後を追って殉死する風があった。日新公が永禄十一年死去の時二人殉死、貴久が元龜二年死去の時一人殉死、義久の時は十五人の多数が殉死、義弘が元和五年死去の時は十三人、久保が文禄二年死去の時は三人、家久寛永十五年死去の時は八人などであった。

義久死去の時は殉死者十五人の多数にのぼっているが、それら殉死者の中に、当地方の人では恒吉衆中肥後權之丞と末吉衆中春田佐渡入道が加わっていた。

殉死者十五人は、新納式部少輔忠朝、村岡豊前守重光、市来清左衛門、肥後權之丞、赤塚吉右衛門、山口対馬守、吉井佐渡守、武彦左衛門延為、染川源之丞、田尻小吉、浜田

民部左衛門、岡本讃岐守、春田佐渡守、新原藤左衛門、林泉中仙朝坊である。

右の中春田佐渡守については「子孫末吉衆中」と記してある。末吉諏訪方中原春田直藏である。春田佐渡守は末吉であるから、この程度において、肥後權之丞について詳記しよう。

「薩藩叢書」第四編称名墓志卷ノ三に、

「肥後權之丞盛秀、福昌寺貫明公御廟の前入口左手にあり、第四号の地藏塔にして公に殉死十五人の一なり、年五十、花翁道榮上座年月等（い）部市来か下に見ゆ」とある。そこで市来のところを見ると、

「市来清左衛門福昌寺内貫明公御廟の前入口左手にあり、第三号の地藏塔にして公に殉死十五人の一なり、慶長十六年辛亥二月廿日福昌寺にて公の御茶毗あり、同日其事終りて後殉死の輩数人清左衛門も其列なり、大口土年廿六瑞翁良玉居士竿石に法号年号月日姓名を記す、凡そ此列皆同じ各部に載す」

とある。

右によると、義久の死去したのは一月二十一日であるが、二月二十日に福昌寺で茶毗に付し、その行事が終わってから、殉死の人達は各自殉死したのである。その中に肥後權之丞も居た。殉死の模様は各自思い思いの仕方であ

行われたようで、舞を舞ったり、変った服装をしたり、公衆の面前で行うもの、自宅でひそかに行うものなど種々であった。

鹿兒島の福昌寺跡（玉竜高校の後方）に島津家の墓がある。西の墓地には義久、大中公（貴久）久保、久豊、元久、義弘の墓があり、この一角の墓地の入口の左側に



肥後権之丞の供養塔（向って右から四番目）

義久殉死者の地蔵塔があると記録にあるが、もとは現在碑文や灰塚のある前の方、墓地入口から見て左方に十五基の地蔵塔があったらしい。しかし現地について調査すると、十五基の地蔵塔は向かって右側に十五整然と並んでいる。地蔵塔は高さ六尺五寸位、地蔵尊像一体を刻み、棹石の所に殉死者の姓名と法名、それに慶長十六年二月廿日と刻んである。肥後権之丞の分も記録通り、右から第四番目にあり、肥後権之丞 花翁道榮上座 慶長十六年二月廿日と刻し、この分は石質がいいのではっきり読める。

肥後権之丞については、恒吉にある「恒吉衆中出所帳写」によると、権之丞の子と思われる肥後権左衛門の記録がある。

川畑勝左衛門 中村彦左衛門



供養塔（花翁道榮上座とある）

肥後権左衛門 長崎但馬公

右四人地頭出羽守殿代薩州吉田ヨリ罷出于今如斯ニ候
この「恒吉衆中出所帳写」の衆中は、庄内の乱平定
後、新しい外城建設がはじまって、藩内諸方から衆中が
移って来たのであるが、恒吉の衆中は人数七十三人とな
っており、衆中が移って来たのは、慶長四、五年から元
和九年ごろまでのようである。肥後権左衛門が恒吉に移
って来たのは、はっきりしないが、右の期間のうちであ
る。

「国分諸古記」では、肥後権之丞の姓名の上に「国府」
とあるから、権之丞の代は国分において、その子は吉田に
移り、やがて恒吉へ移って来たのだろうか。

鹿児島郡吉田村宮西に肥後権之丞の子孫という松下藤
熊氏がいる。筆者はこの人を吉田村に訪ねた。話を聞く
と、肥後権之丞には三人の男があり、長男は吉田村に來
て百姓になった。後の二男、三男はそれぞれ肥後家を称
した。松下藤熊氏はその長男の子孫、その他は現在鹿児
島の清水と東京に子孫があり、肥後盛熊もその一人であ
るといふ。藤熊氏からは同家の墓地に肥後家の祖の墓と
いふ苔むした由緒ありそうな墓石も見せてもらった。

「恒吉衆中出所帳写」に肥後権左エ門が薩州吉田から

来たと記載してあるのは、肥後家が吉田に移ったことを
考えると、うなずかれるものがある。ただ藤熊氏の話に
は恒吉のことはなかったが、このことは「薩藩叢書」に
も「肥後権之丞祖恒吉衆中」と記してあるから、権之丞
の後を継いだ者は恒吉へ来たことは確実である。

権之丞の子孫は代々恒吉に居住していた。肥後家の当
主は晃、北海道に渡って医者開業、医博、七年ぐらい前
に東京に出てやはり開業している。晃の父長光は小田家
から肥後家に養子に入っているが、長光の実弟は久木村
十郎次中将である。十郎次は小田家から久木村家に養子
に入った。肥後家の当主晃の実弟が恒吉にいたが、先年
国分に出て五年くらい前ブラジルに行ったというから、
肥後家の子孫は、今は恒吉には居住していない。

肥後家の屋敷は昔から恒吉城の下、囲、小学校の先の
方にあつたが、川の近くで、明治二年の洪水で家が浸水
したので、その屋敷を出て、野町の伊集院商店の前に移
り、のち中村旅館のところに移った。囲の旧屋敷は昔か
らの肥後家の屋敷で、庭に大きな棕の老木があり、それ
を肥後家では氏神として祀っていたという。肥後家の親
戚でもある恒吉の古老、野上田愛五郎の話によれば、肥
後家にも祖先が義久公に殉死したという言い伝えがあ

乙名とは門の長で名頭のことであり、梶ヶ野乙名は梶ヶ野門の名頭であった朝倉氏の祖先の八木氏を指す。

朝倉氏の系図によれば、重矯は北郷家の家臣で、長子が早世したので中郷弁濟使二男重香を養子とした。重香に四人の子がいるが長女は小浜孫右衛門の妻となっており、その弟である重救の代から梶ヶ野に住むようになったとしている。

小浜孫右衛門は折田の居住である。小浜は稲本姓であったが、加治木の手前の小浜を領して小浜を名乗ったという。小浜の二男家であり、島津と肝付の戦で末吉の棚木で戦死したので、夫人は小浜から夫の戦死場所を尋ね越してきたが、通りに面し、かくれ住むに適當でなかつた。

小浜氏系図（抜粋）



たので折生田代（折田）に移り住んだという。（小浜多喜男氏談）小浜文書の一部に、小浜六町は東は堅尻、南は海半分、西は展口より矢嶽小牧、北は長尾……とあるが、堅尻や矢嶽の地名は小浜の近くに残っているそうである。

ところで小浜孫右衛門は、庄内の乱（慶長四年）の直前卯月（四月）、伊集院忠棟の子忠真から「田畠合わせて十石一升七合」の知行目録を与えられている。折田は末吉郷で伊集院の領地であるが、小浜氏はこのころ既に折田に居住して忠棟時代の知行を改めて忠真から安堵されたのではないだろうか。

小浜氏系図（寛保元年出火 七代程不足とあるも、系図は別に整えられている）に孫右衛門が五名程記載してあるが、宗恒の嫡子宗応（改宗尊）の元服が寛文七年（一六六七）に行われているので、孫右衛門宗恒は庄内の乱の時は幼少かあるいは生まれていないころである。したがってその父である土佐守宗奥が孫右衛門を名乗っていて忠真から知行を安堵されたと思う方が妥当であろう。

一方、八木氏は北郷氏が那答院に移封された時、残って新領主となった忠棟に仕えることになったと思われる。

庄内の乱に破れた忠真配下の八木重救は、姉の夫である小浜孫右衛門を頼って、一族（四十八人衆）を引連れ梶ヶ野に移住したか、又は親しかった孫右衛門を頼って梶ヶ野に移住した後、姉が孫右衛門に嫁したかいずれかであろう。

庄内の乱後、忠棟（幸侃）、忠真の家来は幸侃衆といわれ、追放されたが中には残った者もある。恒吉衆の中に幸侃衆というのが出てくるがこれは残った者である。肝付滅亡の時も士分をやめて百姓に転じた者が多かったが、幸侃の家来も百姓におちていった者が多かったと思われる。折田の小浜氏も乱後、自分の支配地に籠って百

姓に転じたと思われるが、享保十一年の墓石に「名頭小浜孫右衛門」というのがある（後世の孫右衛門）。

八木氏も乱後、小浜氏と同様、新しい生活を求めて、百姓になったのではなからうか。梶ヶ野は三方を深い溪谷に囲まれ、僅かに折田へ通じるせまい路がつながっている要害といえる奥地である。

谷山の安田敬蔵氏が「さんぎし」誌上に連載した「八木主水祐元信とその系統」の中に、八木氏が当地と関係のあることが出ている。

「八木氏二代盛定は但馬守に任ぜられ八木入道と号しているが、系図によれば

依但馬国召列候而下名字之武士 宅間 渋谷 柿本
竹山 皿良 尾辻 沢田 篠田 牧 吉原 杉山 木ノ下

右之衆召列先四国土佐国波多之荘下向 其後日州清武下向 末吉岩川之内六町知行」

「初め日州清武に下向し、のち末吉岩川の知行を得た盛定は、島津初代忠久公の時に当たる。八木氏が以後代々島津氏の上層御家人として忠勤をばげみ勲功をたてて連綿としておよそ七百年も栄えてきたのは、実にこの時にはじまる。」

右によると、八木氏の祖は島津氏初代の頃日州に向、のち末吉岩川の知行を得ているが、知行の場所が特定できないけれども梶ヶ野の八木氏と関係があると考えられる。

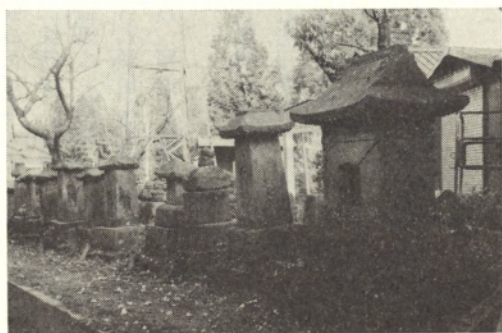
八木氏は系図によれば、娘を庄内の中郷弁済使に嫁がしたり、中郷弁済使の二男を養子にしたりしており、恐らく中郷あたりにいたのではないだろうかと思われる。

梶ヶ野乙名が梶ヶ野へ来た時、ある家来が随いて来たが、その時乙名が「お前達が一緒にいると俺のいることが分かるから、帰れ」と言ったら引き返して梶ヶ野に見える所で梶ヶ野の方を臨みながら切腹したという。県道志布志・福山線の笠木と狩谷の間に八木塚がある。八木塚はその人を葬った塚という。八木塚の集落を過ぎ笠木の方へ下り坂になる右手（養鶏場の手前）の土手に、五・六十 cm の石柱が立っているが、これが八木塚であるという。

薬師堂と墓

梶ヶ野部落の中央、部落公民館の横に薬師堂がある。

この薬師堂には昔は四十八人衆を形どった薬師像が安置されていたが、明治初年の廃仏毀釈の時取り壊して三体残っていたが、更に一体を失って現在（昭六三）二体が



梶ヶ野乙名の墓

残っている。七月八日の田植さきえ早苗のぼり饗に各自が赤飯をお供えする位で、別に祭りはない。

薬師堂の横に古い石塔群がある。平安期といわれる五輪塔や後世の石塔群、肝付系宝塔及び宝篋印塔、相良庶流の永留氏石塔、それに梶ヶ野乙名一族の墓に大別できる。

十四基ある乙名一族の中で二基が年号不明である。古い順に記す。

正保四（一六四七）

花岩妙榮禪尼

明曆二（一六五六）
于数

長山常久居士

心宗妙安大姉
裏に對馬守と刻まれている

ないだろうか。商人等が財貨を献じ、その交換として許される苗字帯刀御免の制があるが、これではないのではないか、小浜名頭も姓を使用している。

二月吉日

幕末の梶ヶ野の門割は五つの門に分かれている。

長山常久居士は梶ヶ野に移住した重救の子の重雄であり、この夫婦墓は吉日とあるので供養の為、明曆二年に建立されたものであらう。花岩妙榮禪尼は重救の妻とも考えられる。

延宝五（一六七七）

幼霜童女

五の字は欠けているが丁とあるので五年である。これは重雄の孫と思われるが、系図に早死とある。

宝永六年桃宝貞林大姉七年清□妙泉大姉、享保二十一年の法山宗得居士、元文二年の大姉と居士の連記、宝曆六年の八木助之丞である。明和四年（一七六七）に梶ヶ野門名頭八木助左衛門と刻してある。寛政十二年八木助十郎妻、文化十年八木助十郎で、他に年号未詳の男性二基がある。

なお朝倉家では鹿児島から来て系図を一部切り取って行ったといっているが、完全に継がないようである。

墓石には八木姓の苗字を使用しており、系図にも姓が記されている。百姓は苗字帯刀は許されていなかったのであるが、昔の士分のままで使用を継続していたのでは

右の中、幕末頃の名主は吉ヶ野門の名頭であった。世に言う梶ヶ野乙名の門は梶ヶ野門である。

梶ヶ野乙名物語

その昔京から追われて日向に落ち、その後梶ヶ野へ移ったが、そのくらは大納言であったが隠れ人となつてからは身分を世に憚り、大納言をオボナと呼ぶようになったという人もあるが、これはうがち過ぎである。乙名は翁、乙納などの字を当てることもあるが名頭のことである。平姓八木氏であれば初代光盛の父は大納言平頼盛

梶ヶ野門	現在当主	朝倉秀士
吉ヶ野門	（昭和六三現在）	八木貞義
鶴ヶ野門	〃	八木勝蔵
松ヶ野門	〃	八木豊志
祝ヶ野門	〃	八木秋行

であるから通じないこともないが（中世参照）。

梶ヶ野乙名の屋敷は大きな門（礎石が残っている）と黒の板塀を廻らしていたが、西南の役の時このようなものがあると官軍にやられるというので門や板塀や蔵まで取りこわしたという。門の礎石から乙名の後裔である朝倉秀志氏宅まで八〇mほどもある広大な屋敷である。

朝倉家には系図と鎧一領、太刀二尺八寸、二尺三寸備前作、脇差一尺三寸五分相州作の三振があり太刀は昭和二十一年県庁に差し出したが、その中の一振が返ってきた。現在の刀は無銘で二尺四寸三分五厘である。他に柄付銅鏡がある。短刀が一本あったが、同家から蔵谷に養子に行った人が持参したという。

梶ヶ野乙名の名刀にまつわる物語りがある。

或る年の正月、乙名は蔵谷の婿養子の家に行って御馳走になっての帰り、道ばたの一本松の所で腰の刀を松の根元に立てかけ、しばらく休んでいと酔い心地で刀のことは忘れて帰ってしまった。帰りついてから刀を置き忘れたことを思い出し、下男を呼んで取りにやった。下男が早速走って行って見ると、その松の根元には刀はなく、一匹の大きな蛇が松からんでこちらをにらんでいた。下男はびっくりして帰って主人に告げると、今度は

主人は自分で取りに行った。一本松の所に行くと刀はそのまま立てかけてあった。由来この刀には大蛇の神性があるとされている。

大正八年、乙名の子孫が貧しくなつて、この刀を五百円で売ったところ乙名の家を中心に二十戸ばかりが火災にあった。そこで住民一族で協議して、五百円を皆で出し合い警察の力を借りて刀を取り戻し部落の保護神とした。

乙名は外出には必ず乗馬で、腰には件の名刀を帯びていた。また毎年元旦には伝家の鎧を着用し、名刀を佩び、しもべを侍らせて思う存分御馳走することも毎年の行事になっていた。

カラ蛇の墓

秋大豆を打つところになると、召使いたちは最初に打った大豆を持って財部の町に酒を買いにやって飲んだという。

こうしたことで大豆をごまかしていることを梶ヶ野乙名は知っていたので、ある日、大豆を打った殻を積んだ所にやって来た。そしてこの殻の中に大豆をかくしていて後で酒買いに行くのだろうと思って、その大豆の殻に

火をつけた。大豆の殻は忽ち燃えひろがっていったが、その中、ターンと大きな音がして何かが爆発したような音がした。

人々はこれはきつとカラ蛇を焼いてそれがはじけたのだろうと言った。このことがあってから、分限者であった乙名の財産が、だんだん減っていったという。

乙名の家宝の刀も蛇の性があり、カラ蛇は氏神様の使いだといわれているので、乙名のところではこれは大変なことをしたということになり、「荒神の段」に蛇の墓を造って祀った。この蛇の供養塔は今も荒神の段に残っている。以前は榎らしい巨木に葛が巻いていて、その根本に近く供養塔があったが、巨木は伐られ供養塔も数m



カラ蛇の墓

移してある。

笠石の下の方身に蛇二匹が8の字形に浮彫りされているが、毎年十二月十七日神祭をしてヒをたてる。荒神段には巨木のあったころ蛇が多く、草刈に行つて蛇に巻きつかれたとか大きな蛇の通つた跡があったとか聞く。なお大豆打ちの話では次のような話も伝えられている。

召使いたちは大豆を打つ時は殻の下の方に大豆を残しておいて、後でそれを持って酒買に行つていた。そのことを乙名は感づいて大豆打ちの所へ行つて殻をどんどん打たせた。召使たちは殻を打たないと殻の下の大豆が出て来るので仕方なしにどんどん打つたが、そのため仕事がかどつたという（後の話は岩永藤三氏談）。

田の草とり

梶ヶ野乙名は使用人を田の草とりをやつた。使用人達は周りだけ少し草を取り夕方帰つて来て「もう終りました。」と言つた。

翌日になると乙名はまた草とりに行けといった。使用人達は仕方なく又田圃に行つて遊び半分に草取りして、帰つてから草取りが終つたと報告した。しかしその翌日

も又草取りに行くように言われたので、使用人たちはやむなく田圃の真中まで草取りしようということになり、真中まで草を取るとそこにかめ壺がおりてあり、中に焼酎があった。皆喜んで焼酎を飲みいい気持で夕方帰ってくると、乙名は田の草取りが終ったことを知った。

まぐさ刈り

乙名の家では使用人たちは毎朝、食事前に牛馬に喰わせるまぐさを一人で二把ずつ刈って来ることになっていった。山オコの両端に一把ずつ差して一人で二把かつぐのが本当であるが、まぐさ束に両方から山オコを差して一連に長くして二把の間に一人ずつ肩を入れ、つないで毎朝帰ってきた。結局人数分に一把加えた束数である。

幾日か過ぎた後、乙名は木戸口に溝を掘って皆が帰るのを待った。使用人たちが溝を飛び越えるため一連につないでいた山オコがそれぞれ一人分ずつ離れ、一人二把でなくなった。乙名の知恵が使用人に勝ったのである。

開墾・畜産

乙名が着手したものに開墾がある。田二十五町、畑七十町を開いたといわれるが、稲干段、稲倉などの字名も残っている。

梶ヶ野は畜産が盛んで牛馬の名声があるが、昔の牧の存在を示す外戸口、荳が迫字が残っている。乙名牧として使用したという資料はないが集落の馬牧であることに間違いはない。

蔵谷の八木家

梶ヶ野に移り住んだ八木重教の子重雄に五名の子がいるが、その中の治部左衛門重休が蔵谷に居住（系図）しているのが最初のようなのである。蔵谷八木家も系図があるが、これによれば、直徳までは両方の系図は同じで、直徳の子で二つに分かれる。

共通部分

重雄 — 重植 — 重直 — 重長 — 義堯 — 義鏡 — 直公 — 直澄
 直徳

梶ヶ野系図

重休 — 重陳 — 重供 — 義智 — 義知

蔵谷系図

（年号は死亡年）

直徳 — 松右衛門 — 清左衛門 — 松袈裟

直徳 — 吉右衛門 — 源六 — 源五左衛門 — 惣次郎
 享保十一 安永七 享和三 嘉永二
 源五左衛門 — 惣次郎 — 重秋
 明治三十四

両方の系図とも直徳の子は一人しか記されておらず、松右衛門と吉右衛門が兄弟という記入はない。

蕨谷の八木家は、梶ヶ野乙名の家から養子に來たということである。梶ヶ野乙名の二男が蕨谷へ養子に行くことになったが、二尺八寸の刀の鏝をくれなければ行かないといったので梶ヶ野乙名は鏝をくれたそうである（八木直熊氏談）。

当家には刀が二本あり、一本は一尺八寸くらい、一本は二尺二寸くらいあったという。終戦後供出せよということで幾晩も部落で協議した結果、遂に警察に供出して、その後返ってこなかったという。またこの刀について重秋の祖父の代に家宝の刀を盗まれたことがあった。床の間に蛇がのぼっていたが、それを見ると刀を盗まれていることが分かった。蛇が刀を盗まれているのを知らせたのだということである。搜索の結果、鹿児島市の和泉町にあることが分かり、その筋からの連絡で取りに行ったという。

八木家は乙名どんと呼ばれていたが、ここの墓（昭四四現在）は古いのが九基ほどあった。

天和〇（八木伝左衛門）、貞享四年、享保七年、享保十一

年（八木吉衛門）、宝暦六年（治左衛門）、安永七年（八木源六）、享和三年（八木源五左衛門）、文化九年（八木〇左門）、嘉永二年（八木惣二郎）

現在（昭六三）は寄せ墓式で、古いのは四基だけ残っている。内二基は建立年は違いますが、梶ヶ野にある明暦二年の石室型夫婦供養塔と同じ重雄夫妻のものであるのは興味深い。

寛文十（一六七〇）長山常久居士、横に八木対馬と刻した宝篋印塔（笠と相輪は肝付氏のものが使用してあるが、これは後世の整理で間違ったもの）がある。

貞享四（一六八七）心宗妙安大師は塔身は円柱で笠は肝付ではなく隅飾りは四隅とも欠けている宝篋印塔類似のものである。

この二つの法号は梶ヶ野のものと同じである。他の二基は、延享乙丑（一七四五）次右衛門と記入の五輪塔と宝暦六（一七五六）次左衛門と記入の石室型である。

なお川床八木氏は重雄（常久）の弟、重胸が最初の居住である。

第三節 褒 賞

孝 行 者

「官刻孝義録 日向大隅薩摩老岐対馬附録五十一」
(享和元年辛酉八月)

この本の中「大隅国」の部に四、五人列記されている
中に、大隅町関係は次のとおりである。

孝行者	松平豊後守領分 贈叡郡末吉郷田尻村	無田百姓 次郎左衛門	宝暦二年 褒美
孝行者	同領 同所	次郎左衛門 休右衛門 歳不知	同時 褒美
孝行者	同領 贈叡郡末吉郷田尻村	無田百姓 山助 歳不知	安永八年 褒美

右の田尻村は現在の大字中之内、田尻である。

この孝義録には名前を列記した外に、特にそれらの事
蹟について記してある。

孝行者 次郎左衛門
孝行者 休右衛門

贈叡郡末吉郷田尻村にすめる百姓次郎左衛門、休右衛門
とて兄弟のものあり、母は延享年中に病でうせ、父のみひ
とりありて、常に徒然なら人事を恐れ、ともに父のすめる
かたにゆきて好める食味をすすめ、夜は添寝して物語し奉
養に心を尽せしか、寛延のころ父もうせにしかは、兄弟か
なしひにたえず朝夕に父のいませる時の席を払い清め、位
牌をまうけ酒茶を進め、又は初物をそなへし事、父のいま
せし時にことならず、既に三年を経たれとも父の手なれし
調度なと外に移すに忍びず、もとの所につらねおけり。は
てには兄の次郎左衛門を父のもとすめるかたにうつらせ父
としてつかへければ、兄も又弟を愛する事深かりけり。か
かる事とも一郷に聞えて、宝暦三年十一月領主より褒美と
して兄弟におのおの米そこはくをとらせけり。

逆瀬川市太郎

桂部落の川畑亀之助方に「御褒美頂戴寛附」という文
書がある。慶応三年丙寅九月七日の日附で、逆瀬川市太
郎の名がある。

逆瀬川市太郎は小番の村田藤兵衛の家来で、当時中之
内村居住である。

写

一青銅三千疋

小番亡村田藤兵衛家来

末吉中之内村居住

逆瀬川市太郎

一同三百疋

逆瀬川吉之助

右者主人江多年親切に相事度々金銭等も続且兼而家内者勿論親類隣家変ニ付而茂町噂致会積兩人共奇特成心入之段被聞召上候依之為御褒美右之通被下候条難有頂戴可為仕候
右御格之通可申渡候

九月 但馬

右写之通九月七日ニ頂戴之仕申候

一当年六拾六歳

逆瀬川市太郎

右者妻事此以前病死ニ相成当分者独身ニ而御座候

一当年四拾四歳

右市太郎娘 長 龜

右者当分福山之内喜例川衆中八野重右江門方江縁与ニ而子

供七人 男三人
女四人

一同四拾七歳

右市太郎嫡子

逆瀬川甚太郎

右之妻都之城家来華牟礼源四郎娘ニ而御座候姥人

以下三十余名の家族親類の年齢、続柄、名前を連ねて

いる。その後、次のように記している。

右御褒美寅九月七日旦那様御方より御用被仰渡候ニ付難有頂戴仕候

右之訳爰元所中両御飯屋井中之内村飯所迄□行申上候処座毎ニ写被置候御役々衆方へも□□

右御褒美之伺分相配置申候□□残銀三メ文先々御守之ため格護いたし置□□末々迄も粗末ニ不相成仕末可有之者他

一当与者勿論笠木并ニ鍋迄も相掛り皆々不図御祝として参り□候ニ付誠ニ目出度次第等相考尚未代為見合是を認置事

一親類中者尚又事御座候四五日の間昼夜引取なし十秋万感ニ相進ミ申候

右男四人 右市太郎息子

合女貳人 右同娘

合女四人 よめ

合男拾四人 孫并表孫迄込

合女拾五人 右同

一同五拾三歳

右市太郎方

逆瀬川吉之助

おなじく

華牟礼八兵衛

一彦番ニ主人江御奉公并ニ忠孝原ヲ成ス事大一ニ而候

一貳番ニ親ニ孝行ヲ相守事

一三番ニ家内介抱古ヨリ定メ可被置者他

右三ヶ条ヲ大切ニ相守人□家成相成等聞事御座候

これによると、逆瀬川市太郎の褒賞は、一家眷族をあげ、更に笠木、鍋部落まで祝いに來て、仮屋へも伺い大変な祝いであったようである。

なお、最後には主人へ御奉行を第一、親に孝行などの教訓を三ヶ条あげて、子孫への訓戒としたものであるう。